

○ 設計業務等の価格積算基準等の留意事項について（平成13年 3 月29日付け12農振第1978号農村振興局整備部長通知）新旧対照表

（下線部は改正部分）

改 正 後	現 行
別 紙 設計業務等の価格積算基準等の留意事項 第 1 〔略〕 第 2 調査・測量・設計業務等旅費交通費積算要領について 1 適用範囲 この要領は、農林水産省が実施する国営土地改良事業に係る地質、土質調査業務、測量業務及び設計業務等の旅費交通費の価格積算を行うに当たって、その基準を示したものである。 なお、この基準は、国家公務員等の旅費に関する法律、<u>国家公務員等の旅費に関する法律施行令</u>、国家公務員等の旅費支給規程、農林水産省所管旅費支給規則を準用して定めたものである。 2 旅費交通費の構成 旅費交通費の構成は、次のとおりとする。 旅費交通費 交通費 <u>宿泊費</u> <u>宿泊手当</u> (注) 作業打合せ及び現地作業等の旅行日に係る技術者の基準日額は、直接人件費に計上する。 3 旅費交通費構成費目の内容 旅費交通費は、作業打合せ及び現地調査等に必要な経費で、交通費、宿泊費、<u>宿泊手当</u>で構成する。 (1) 交通費 交通費は、作業打合せ及び現地調査等を実施するために必要な技術者の移動に要する費用である。 (2) 宿泊費 <u>宿泊費は旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は地域の実情を勘案して国家公務員等の旅費支給規程（昭和 25 年 5 月 1 日大蔵省令第 45 号）（以下、旅費支給規定とする）で定める額（宿泊費基準額）と現に支払った額を比較し、いずれか少ない額とする。</u> <u>なお、宿泊費基準額は旅費支給規程別表第二（https://laws.e-gov.go.jp/law/325M50000040045/20250401_506M60000040070）の職務の級が十級以下の者に記載の一夜当たりの金額とする。（旅費支給規程別表第二の額は消費税込みで記載されているため、税抜き価格を積み上げるよう注意すること。）</u> (3) 宿泊手当	別 紙 設計業務等の価格積算基準等の留意事項 第 1 〔略〕 第 2 調査・測量・設計業務等旅費交通費積算要領について 1 適用範囲 この要領は、農林水産省が実施する国営土地改良事業に係る地質、土質調査業務、測量業務及び設計業務等の旅費交通費の価格積算を行うに当たって、その基準を示したものである。 なお、この基準は、国家公務員等の旅費に関する法律、国家公務員等の旅費支給規程、農林水産省所管旅費支給規則、<u>農林水産省職員日額旅費支給規則</u>を準用して定めたものである。 2 旅費交通費の構成 旅費交通費の構成は、次のとおりとする。 旅 費 交 通 費 交通費 <u>日 当</u> <u>宿泊費（普通旅費・滞在日額旅費）</u> (注) 作業打合せ及び現地作業等の旅行日に係る技術者の基準日額は、直接人件費に計上する。 3 旅費交通費構成費目の内容 <u>現地作業等旅費交通費、打合せ</u>旅費交通費は、作業打合せ及び現地調査等に必要な経費で、交通費、<u>日当</u>、宿泊費で構成する。 (1) 交通費 交通費は、作業打合せ及び現地調査等を実施するために必要な技術者の移動に要する費用である。 (2) 日当 <u>日当は、作業打合せ及び現地調査等を実施するために必要な技術者に要する費用である。</u> (3) 宿泊費

改正後	現行
<u>宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して旅費支給規程第十四条（宿泊手当の定額等）で定める一夜当たりの定額とする。（旅費支給規程別表第三（https://laws.e-gov.go.jp/law/325M50000040045/20250401_506M60000040070）の額は消費税込みで記載されているため、税抜き価格を積み上げるよう注意すること。）</u> <u>〔削る〕</u>	<u>宿泊費は、作業打合せ及び現地調査等を実施するために必要な技術者の宿泊等に要する費用である。</u>
4 旅費交通費の積算 作業打合せ及び現地作業等に要する旅費交通費の積算は、最も経済的な経路により次の積算方法により算定する。 交通手段の選定にあたっては「4－2 通勤及び滞在の区分」、交通費の算定にあたっては「4－4 交通費」によるものとし、現地での作業を伴う業務はライトバン、その他の業務については公共交通機関を利用することを標準とするが、実情を勘案し算定するものとする。 4－1 積算上の基地 〔略〕 4－2 通勤及び滞在の区分 4－2－1 通勤により業務を行う場合 〔略〕 4－2－2 滞在して業務を行う場合 滞在して業務を行うかどうかの判断は下記を目安とする。 (1) ライトバンの場合 上記、4－2－1の(1)の範囲を越え、現地に滞在して業務を実施する場合。 (2) 公共交通機関の場合 上記、4－2－1の(2)の範囲を越え、現地に滞在して業務を実施する場合。	4 旅費交通費対象職種 ※主な業務について記載 (1) 地質、土質調査業務 <u>地質、土質調査業務における旅費交通費対象職種は、次のとおりとする。</u> <u>地質調査技師、主任地質調査員、地質調査員</u> (2) 測量業務 <u>測量業務における旅費交通費対象職種は、次のとおりとする。</u> <u>測量主任技師、測量技師、測量技師補、測量助手、測量補助員、操縦士、整備士、撮影士、撮影助手、測量船操縦士</u> (3) 設計業務 <u>設計業務における旅費交通費対象職種は、次のとおりとする。</u> <u>主任技術者、技師長、主任技師、技師A、技師B、技師C、技術員</u> 5 旅費交通費の積算 作業打合せ及び現地作業等に要する旅費交通費の積算は、最も経済的な経路により次の積算方法により算定する。 交通手段の選定にあたっては「5－2 通勤及び滞在の区分」、交通費の算定にあたっては「5－5 交通費」によるものとし、現地での作業を伴う業務はライトバン、その他の業務については公共交通機関を利用することを標準とするが、実情を勘案し算定するものとする。 5－1 積算上の基地 〔略〕 5－2 通勤及び滞在の区分 5－2－1 通勤により業務を行う場合 〔略〕 5－2－2 滞在して業務を行う場合 滞在して業務を行うかどうかの判断は下記を目安とする。 (1) ライトバンの場合 上記、5-2-1の(1)の範囲を越え、現地に滞在して業務を実施する場合。 (2) 公共交通機関の場合 上記、5-2-1の(2)の範囲を越え、現地に滞在して業務を実施する場合。

改正後	現行																	
4－3 旅費交通費の積算 4－3－1 通勤により業務を行う場合 [略] 4－3－2 滞在して業務を行う場合 (1) 作業打合せ及び現地作業等 旅費交通費＝交通費＋宿泊費＋宿泊手当 [削る]	5－3 現地作業等旅費交通費の積算 5－3－1 通勤により業務を行う場合 [略] 5－3－2 滞在して業務を行う場合 (1) 現地作業等 普通旅費相当分 滞在日額旅費相当 旅費交通費＝(交通費＋日当)×往復＋宿泊費(1泊目)＋宿泊費×滞在日数 5-6(1)の日当及び宿泊 5-6(2)の滞在して業務を行う場合の宿泊 ※注 交通費（鉄道賃・船賃等又はライトバン経費・高速料金） ア 宿泊費の積算方法は、目的地に到着した日は普通旅費による宿泊費とし、翌日から目的地を出発する日の前日までの日数について滞在日額旅費による宿泊費を計上する。 イ 日当は、宿泊を伴う場合で、積算上の基地から目的地への往復に要した日数について計上する。ただし、往復移動距離が100km未満の場合は、日当を計上しない。 ウ 日当は、移動に要する日が0.5日未満で昼食を要しないことが明らかな日である場合は2分の1の額を計上する。 エ 日当は、ライトバンを利用する等により交通費実費が伴わない場合は2分の1の額とする。 オ ウ及びエの条件を同時に満たす場合は、日当を計上しない。 カ 交通費は、積算上の基地から滞在地までの移動に要する費用を計上する。 なお、滞在地から現地までの交通費は、別途計上しないものとする。 5－3－3 現地作業等旅費交通費の積算例 (1) 滞在（技術者単価は、令和6年4月単価を使用し消費税10%で税抜き計算している） ア 積算条件 業務内容：測量業務 滞在地：乙地方 基地～滞在地までの距離：120km <table><tr><th>職種区分</th><th>編成(人)</th><th>外業実日数</th><th>滞在日数</th></tr><tr><td>測量技師</td><td>1</td><td>35</td><td>48</td></tr><tr><td>測量技師補</td><td>1</td><td>40</td><td>55</td></tr><tr><td>測量助手</td><td>1</td><td>40</td><td>55</td></tr></table> イ 交通費 ライトバン 1日当たり運転時間4hr（120km÷30km/hr）より損料＝1,900円/日、ガソリン＝1,566円(145円/ℓ)	職種区分	編成(人)	外業実日数	滞在日数	測量技師	1	35	48	測量技師補	1	40	55	測量助手	1	40	55	(工程) 移動日数 0.5日＋0.5日＝1.0日 (往路) (復路)
職種区分	編成(人)	外業実日数	滞在日数															
測量技師	1	35	48															
測量技師補	1	40	55															
測量助手	1	40	55															

改正後	現 行
	ウ 旅費交通費 普通旅費相当分 滞在日額旅費相当分 交通費 日当 日数 宿泊費 宿泊費 日数 宿泊費 日数 測 量 技 師=(0 + 1,000) × 2 + 8,909 + 8,354 × 28 + 7,509 × 19 = 387,492 円 測量技師補=(0 + 773) × 2 + 7,090 + 6,736 × 28 + 6,063 × 26 = 354,882 円 測 量 助 手=(0 + 773) × 2 + 7,090 + 6,736 × 28 + 6,063 × 26 = 354,882 円 旅費交通費計=387,492 + 354,882 + 354,882 + (1,900+ 1,566) × 2 =1,104,188 円
[削る]	5－4 打合せ旅費交通費の積算 打合せについては公共交通機関を利用することを標準とするが、実情を勘案し算定するものとする。 5－4－1 通勤により打合せを行う場合 (1) 旅費交通費の算定において、交通費（鉄道賃・船賃等又はライトバン経費・高速料金）のみ計上することとする。 5－4－2 滞在して打合せを行う場合 (1) 宿泊を要する場合 普通旅費相当分 宿泊2泊目以降分 旅費交通費=(交通費+日当)×往復+宿泊費(1泊目)+(宿泊費+日当)×滞在日数 5-6(1)の日当及び宿泊費 ※注 交通費（鉄道賃・船賃等又はライトバン経費・高速料金） ア 日当は、宿泊を伴う場合で、積算上の基地から目的地への往復に要した日数、打合せを行うために滞在した日数について計上する。 ただし、往復移動距離が100km未満の場合は、日当を計上しない。 イ 日当は、移動に要する日が0.5日未満で昼食を要しないことが明らかな日である場合は2分の1の額を計上する。 ウ 日当は、ライトバンを利用する等により交通費実費が伴わない場合は2分の1の額とする。 エ イ及びウの条件を同時に満たす場合は、日当を計上しない。 オ 日当は、移動が伴わない場合は2分の1の額とする。

改正後

4-4 交通費

当該業務に必要な交通費を積上げて算定するものとし、公共交通機関による交通費は、往復割引があるものについては割引料金を適用した積算とする。

また、ライトバンによる交通費のうち高速料金については、各種割引が明確な場合は、割引料金を適用した積算とする。

なお、交通費の算定は、現地作業及び打合せに係る技術者の所要人員に運賃等を乗じて求めるものとする。

消費税相当分を含んだ金額の場合の積算は、消費税率で割り戻した金額とする。（1円未満切り捨て）

(1) 鉄道運賃等

鉄道賃等については、その乗車に要する運賃（特急料金等を含む）を計上する。

複数の経路がある場合、以下①～⑤のいずれかに該当する経路の鉄道賃等を計上することができる。

② 最も安価な経路

② 最も安価な経路に比べて、移動時間の短縮が可能である経路

③ 最も安価な経路に比べて、乗換回数が少ない等、交通の遅延等による経路変更や取消・変更料の発生の危険性が低い経路

④ 最も安価な経路が航空機を用いない経路である場合において、最も安価な経路によると出発地

現行

5-4-3 打合せ旅費交通費の積算例

(1) 滞在（技術者単価は、令和6年4月単価を使用し消費税10%で税抜き計算している）

ア 積算条件

業務内容：設計業務
滞在地：乙地方
基地～目的地までの距離：430km

職種区分	編成(人)	打合せ日数
主任技師	1	1
技師A	1	1
技師B	1	1

イ 交通費

鉄道運賃 普通運賃（片道）＝6,000円×100÷110＝5,454円

特急料金（片道）＝4,000円×100÷110＝3,636円

計＝9,090円

ウ 旅費交通費

普通旅費相当分			宿泊2泊目以降			
交通費	日当	日数	宿泊費	宿泊費	日当	日数
主任技師	＝(9,090＋2,363)×2＋10,727＋(10,727＋1,182)×1＝45,542円					
技師A	＝(9,090＋2,000)×2＋8,909＋(8,909＋1,000)×1＝40,998円					
技師B	＝(9,090＋2,000)×2＋8,909＋(8,909＋1,000)×1＝40,998円					
旅費交通費計	＝45,542＋40,998＋40,998＝127,538円					

5-5 交通費

当該業務に必要な交通費を積上げて算定するものとし、公共交通機関による交通費は、往復割引があるものについては割引料金を適用した積算とする。

また、ライトバンによる交通費のうち高速料金については、各種割引が明確な場合は、割引料金を適用した積算とする。

なお、交通費の算定は、現地作業及び打合せに係る技術者の所要人員に運賃等を乗じて求めるものとする。

消費税相当分を含んだ金額の場合の積算は、消費税率で割り戻した金額とする。（1円未満切り捨て）

(1) 鉄道運賃

旅客運賃、特別急行料金及び急行料金の計上の区分は、下表のとおりとする。

片道一路線の距離	旅客運賃	特別急行料金	急行料金
L<50km	○		
50km≦L<100km	○		○
100km≦L	○	○	

(注) 1 片道一路線とは、乗り換え毎に算出する。したがって、出発地から現地までの距離が100kmを越えても乗り換え毎の距離が100km未満であれば、特別急行料金は計上できない。

2 特別急行列車、急行列車、全車指定列車だけしか運行されていない路線については距離に関係なくそれぞれの料金を計上する。

改正後	現行																																																																																					
から用務先までの旅行時間に4時間程度以上を要するときの、航空機を用いる経路 ⑤ 最も安価な経路では日帰りができない場合において、日帰りが可能となる経路 <u>〔削る〕</u> <u>〔削る〕</u> <u>〔削る〕</u> (2) ライトバン損料等 〔略〕 <u>〔削る〕</u>	3 複数の路線がある場合は、最も経済的な経路により計上する。 (2) 船賃 船賃は、旅客運賃を計上する。なお、座席指定だけの路線については、座席指定料金も計上する。 (3) 航空賃 当該業務の内容及び日程並びに当該業務に係る旅費総額を勘案して、航空機を利用することが最も経済的な経路の場合に計上する。 (4) 車賃 バス路線は、普通運賃を計上する。 (5) ライトバン損料等 〔略〕 5－6 日当、宿泊費単価 (1) 日当及び宿泊費 (令和6年4月1日現在) <table><tr><th rowspan="3">職 種</th><th colspan="3">普 通 旅 費</th><th rowspan="3">摘 要</th></tr><tr><th rowspan="2">日 当</th><th colspan="2">宿 泊 費</th></tr><tr><th>甲 地 方</th><th>乙 地 方</th></tr><tr><td>調査業務</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>地質調査技師</td><td>2,200</td><td>10,900</td><td>9,800</td><td>国家公務員行（一）職4級相当</td></tr><tr><td>主任地質調査員</td><td>1,700</td><td>8,700</td><td>7,800</td><td>〃 2 〃</td></tr><tr><td>地質調査員</td><td>1,700</td><td>8,700</td><td>7,800</td><td>〃 1 〃</td></tr><tr><td>測量業務</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>測量主任技師</td><td>2,200</td><td>10,900</td><td>9,800</td><td>国家公務員行（一）職6級相当</td></tr><tr><td>測量技師</td><td>2,200</td><td>10,900</td><td>9,800</td><td>〃 4 〃</td></tr><tr><td>測量技師補</td><td>1,700</td><td>8,700</td><td>7,800</td><td>〃 2 〃</td></tr><tr><td>測量助手</td><td>1,700</td><td>8,700</td><td>7,800</td><td>〃 1 〃</td></tr><tr><td>測量補助員</td><td>1,700</td><td>8,700</td><td>7,800</td><td>〃 1 〃</td></tr><tr><td>操縦士</td><td>2,200</td><td>10,900</td><td>9,800</td><td>〃 4 〃</td></tr><tr><td>整備士</td><td>2,200</td><td>10,900</td><td>9,800</td><td>〃 3 〃</td></tr><tr><td>撮影士</td><td>2,200</td><td>10,900</td><td>9,800</td><td>〃 3 〃</td></tr><tr><td>撮影助手</td><td>1,700</td><td>8,700</td><td>7,800</td><td>〃 1 〃</td></tr><tr><td>測量船操縦士</td><td>1,700</td><td>8,700</td><td>7,800</td><td>〃 1 〃</td></tr></table>	職 種	普 通 旅 費			摘 要	日 当	宿 泊 費		甲 地 方	乙 地 方	調査業務					地質調査技師	2,200	10,900	9,800	国家公務員行（一）職4級相当	主任地質調査員	1,700	8,700	7,800	〃 2 〃	地質調査員	1,700	8,700	7,800	〃 1 〃	測量業務					測量主任技師	2,200	10,900	9,800	国家公務員行（一）職6級相当	測量技師	2,200	10,900	9,800	〃 4 〃	測量技師補	1,700	8,700	7,800	〃 2 〃	測量助手	1,700	8,700	7,800	〃 1 〃	測量補助員	1,700	8,700	7,800	〃 1 〃	操縦士	2,200	10,900	9,800	〃 4 〃	整備士	2,200	10,900	9,800	〃 3 〃	撮影士	2,200	10,900	9,800	〃 3 〃	撮影助手	1,700	8,700	7,800	〃 1 〃	測量船操縦士	1,700	8,700	7,800	〃 1 〃
職 種	普 通 旅 費			摘 要																																																																																		
	日 当		宿 泊 費																																																																																			
		甲 地 方	乙 地 方																																																																																			
調査業務																																																																																						
地質調査技師	2,200	10,900	9,800	国家公務員行（一）職4級相当																																																																																		
主任地質調査員	1,700	8,700	7,800	〃 2 〃																																																																																		
地質調査員	1,700	8,700	7,800	〃 1 〃																																																																																		
測量業務																																																																																						
測量主任技師	2,200	10,900	9,800	国家公務員行（一）職6級相当																																																																																		
測量技師	2,200	10,900	9,800	〃 4 〃																																																																																		
測量技師補	1,700	8,700	7,800	〃 2 〃																																																																																		
測量助手	1,700	8,700	7,800	〃 1 〃																																																																																		
測量補助員	1,700	8,700	7,800	〃 1 〃																																																																																		
操縦士	2,200	10,900	9,800	〃 4 〃																																																																																		
整備士	2,200	10,900	9,800	〃 3 〃																																																																																		
撮影士	2,200	10,900	9,800	〃 3 〃																																																																																		
撮影助手	1,700	8,700	7,800	〃 1 〃																																																																																		
測量船操縦士	1,700	8,700	7,800	〃 1 〃																																																																																		

改 正 後		現 行				
		設計業務				
		主任技術者	2,600	13,100	11,800	国家公務員行（一）職10級相当
		技師長	2,600	13,100	11,800	〃 9 〃
		主任技師	2,600	13,100	11,800	〃 7 〃
		技師A	2,200	10,900	9,800	〃 6 〃
		技師B	2,200	10,900	9,800	〃 4 〃
		技師C	2,200	10,900	9,800	〃 3 〃
		技術員	1,700	8,700	7,800	〃 2 〃
		(注) 1 上表の金額は、消費税相当分を含んだ金額である。 積算は、消費税率で割り戻した金額とする。（1円未満切り捨て）				
		2 宿泊費の欄中の甲地方とは、東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市及び神戸市のうち財務省令で定める地域その他これに準ずる地域で財務省令で定めるものをいい、乙地方とは、その他の地域をいう。				
3 地質、土質調査業務の解析業務は設計業務に準ずる。						
4 宿泊費（普通旅費）は、現地に到着した日を計上する。						
		(2) 滞在して業務を行う場合の宿泊費				
		(令和6年4月1日現在)				
		職 種	滞 在 日 額 旅 費			摘 要
			宿 泊 費			
			30日未満	30以上60日未満	60日以上	
		調査業務				
		地質調査技師	9,190	8,260	7,350	国家公務員行（一）職3級相当以上
		主任地質調査員	7,410	6,670	5,930	国家公務員行（一）職2級相当以下
		地質調査員	7,410	6,670	5,930	〃
		測量業務				
		測量主任技師	9,190	8,260	7,350	国家公務員行（一）職3級相当以上
		測量技師	9,190	8,260	7,350	〃
		測量技師補	7,410	6,670	5,930	国家公務員行（一）職2級相当以下
		測量助手	7,410	6,670	5,930	〃
		測量補助員	7,410	6,670	5,930	〃
		操縦士	9,190	8,260	7,350	国家公務員行（一）職3級相当以上
		整備士	9,190	8,260	7,350	〃
		撮影士	9,190	8,260	7,350	〃
		撮影助手	7,410	6,670	5,930	国家公務員行（一）職2級相当以下
		測量船操縦士	7,410	6,670	5,930	〃
		設計業務				
		主任技術者	9,190	8,260	7,350	国家公務員行（一）職3級相当以上

改正後

4－5移動日の算定

移動日は、下記のとおり計上する。ただし、実情を考慮して計上するものとする。

	片道1.0日計上	片道0.5日計上	備考
鉄道	L ≧ 400km	400km > L	
水路	L ≧ 200km	200km > L	
バス路線	L ≧ 50km	50km > L	

(注) (1) ライトバンの場合は、通勤が不可能で往復の移動時間が6時間未満の場合は片道0.25日(往復0.5日)、6時間以上の場合は片道0.5日(往復1.0日)の移動日を計上する。
(2) 旅費交通費の他に、移動日に係る基準日額は移動日数を合計し0.5日単位で直接人件費に計上する。
(3) 鉄道、水路及びバス路線が継続する場合は、バス路線を1として他の路線を換算して計算する。
(4) 外業の場合は、ライトバンにより計算する。

参考

[略]

第3 [略]

現行

技師長	9,190	8,260	7,350	〃
主任技師	9,190	8,260	7,350	〃
技師A	9,190	8,260	7,350	〃
技師B	9,190	8,260	7,350	〃
技師C	9,190	8,260	7,350	〃
技術員	7,410	6,670	5,930	国家公務員行（一）職2級相当以下

(注) 1 上表の金額は、消費税相当分を含んだ金額である。
積算は、消費税率で割り戻した金額とする。（1円未満切り捨て）
積算は、目的地に到着した日は普通旅費による宿泊費とし、翌日から目的地を出発する日の前日までの日数について滞在日額旅費による宿泊費を計上する。
2 地質、土質調査業務の解析業務は設計業務に準ずる。

5－7移動日の算定

移動日は、下記のとおり計上する。ただし、実情を考慮して計上するものとする。

	片道1.0日計上	片道0.5日計上	備考
鉄道	L ≧ 400km	400km > L	
水路	L ≧ 200km	200km > L	
バス路線	L ≧ 50km	50km > L	

(注) (1) ライトバンの場合は、通勤が不可能で往復の移動時間が6時間未満の場合は片道0.25日(往復0.5日)、6時間以上の場合は片道0.5日(往復1.0日)の移動日を計上する。
(2) 旅費交通費の他に、移動日に係る基準日額は移動日数を合計し0.5日単位で直接人件費に計上する。
(3) 鉄道、水路及びバス路線が継続する場合は、バス路線を1として他の路線を換算して計算する。
(4) 外業の場合は、ライトバンにより計算する。
(5) 日当は1.0日単位で計上する。

参考

[略]

第3 [略]

改正後					現行				
第４ 調査・測量・設計業務等特別仕様書記載例について					第４ 調査・測量・設計業務等特別仕様書記載例について				
利用に当たって [略]					利用に当たって [略]				
留意すべき事項 [略]					留意すべき事項 [略]				
Ⅰ 地質・土質調査業務 地質・土質調査業務特別仕様書記載例					Ⅰ 地質・土質調査業務 地質・土質調査業務特別仕様書記載例				
地質・土質調査業務特別仕様書記載例		作成要領及び留意事項			地質・土質調査業務特別仕様書記載例		作成要領及び留意事項		
項 目	内 容	内 容	契 約 書	共通 仕様書	項 目	内 容	内 容	契 約 書	共通 仕様書
第１章 総則	[略]	[略]	[略]	[略]	第１章 総則	[略]	[略]	[略]	[略]
第２章 作業内容 （作業項目及び数量等）					第２章 作業内容 （作業項目及び数量等）				
第2-1条	[略]	[略]	[略]	[略]	第2-1条	[略]	[略]	[略]	[略]
（作業の留意点）					（作業の留意点）				
第2-2条	[略]	[略]	[略]	[略]	第2-2条	[略]	[略]	[略]	[略]
（業務写真における 黑板情報の電子化）					（業務写真における 黑板情報の電子化）				
第2-3条	黑板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黑板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。 受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黑板情報の電子化を行うことができる。黑板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（１）から（４）によりこれを実施するものとする。 （１）～（３） [略] （４）写真の納品 受注者は、（３）に示す黑板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。 なお、受注者は納品時にURL(https://dcpadv.jcomsia.org/pho-tofinder/pac_auth.php)のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒	[略]			第2-3条	黑板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黑板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。 受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黑板情報の電子化を行うことができる。黑板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（１）から（４）によりこれを実施するものとする。 （１）～（３） [略] （４）写真の納品 受注者は、（３）に示す黑板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。 なお、受注者は納品時にURL(https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html)のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを	[略]		

[illegible]

改正後					現行				
Ⅱ 測量業務					Ⅱ 測量業務				
1 路線測量業務特別仕様書記載例					1 路線測量業務特別仕様書記載例				
路線測量業務特別仕様書記載例		作成要領及び留意事項			路線測量業務特別仕様書記載例		作成要領及び留意事項		
項 目	内 容	内 容	契約書	共通仕様書	項 目	内 容	内 容	契約書	共通仕様書
第1章 総 則	[略]		[略]	[略]	第1章 総 則	[略]		[略]	[略]
第2章 作業条件	[略]	[略]	[略]	[略]	第2章 作業条件	[略]	[略]	[略]	[略]
第3章 作業内容 (作業項目及び数量) 第3-1条 ～ (管理技術者) 第3-3条	[略]	[略]	[略]	[略]	第3章 作業内容 (作業項目及び数量) 第3-1条 ～ (管理技術者) 第3-3条	[略]	[略]	[略]	[略]
(業務写真における 黒板情報の電子化) 第3-4条	黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。 受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（１）から（４）によりこれを実施するものとする。 （１）～（３） [略] （４）写真の納品 受注者は、（３）に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。 なお、受注者は納品時にURL(https://depadv.jcomsia.org/photo_finder/pac_auth.php)のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。 （５）[略]	[略]			(業務写真における 黒板情報の電子化) 第3-4条	黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。 受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（１）から（４）によりこれを実施するものとする。 （１）～（３） [略] （４）写真の納品 受注者は、（３）に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。 なお、受注者は納品時にURL(https://www.cals.jaic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html)のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。 （５）[略]	[略]		

改 正 後					現 行				
第 4 章 打合せ	[略]	[略]		[略]	第 4 章 打合せ	[略]	[略]		[略]
第 5 章 成果物	[略]	[略]		[略]	第 5 章 成果物	[略]	[略]	[略]	[略]
第 6 章 契約変更 (契約変更) 第6-1条	[略]	・ 調査・測量・設計業務等旅費交通費積算要領に基づき、旅費交通費における宿泊費が確定した場合も変更の対象とする。なお、これにあたり宿泊情報が分かる資料（宿泊施設の名称・住所、宿泊日、宿泊者名、夕食・朝食の有無、宿泊料金）を添付し、監督職員と協議すること。	[略]	[略]	第 6 章 契約変更 (契約変更) 第6-1条	[略]	[新設]		[略]
第 7 章 定めなき事項	[略]		[略]		第 7 章 定めなき事項	[略]		[略]	

【予定価格が 100 万円以上かつ 1,000 万円以下の場合】
別紙○（第3-3条、4-1条関連）
【割合】
予定価格算出の基礎となった同表A～Cまでに掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の8.2を超える場合にあっては10分の8.2とし、10分の 6 に満たない場合にあっては10分の 6 とするものとする。

業種区分	A	B	C
測量	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額

【予定価格が 100 万円以上かつ 1,000 万円以下の場合】
別紙○（第3-3条、4-1条関連）
【割合】
予定価格算出の基礎となった同表A～Cまでに掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の8.2を超える場合にあっては10分の8.2とし、10分の 6 に満たない場合にあっては10分の 6 とするものとする。

業種区分	A	B	C
測量	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額

[illegible]

改 正 後					現 行				
第 4 章 打合せ	[略]	[略]		[略]	第 4 章 打合せ	[略]	[略]		[略]
第 5 章 成果物	[略]	[略]		[略]	第 5 章 成果物	[略]	[略]		[略]
第 6 章 契約変更 (契約変更) 第6-1条	[略]	・ 調査・測量・設計業務等旅費交通費積算要領に基づき、旅費交通費における宿泊費が確定した場合も変更の対象とする。なお、これにあたり宿泊情報が分かる資料（宿泊施設の名称・住所、宿泊日、宿泊者名、夕食・朝食の有無、宿泊料金）を添付し、監督職員と協議すること。	[略]	[略]	第 6 章 契約変更 (契約変更) 第6-1条	[略]	[新設]	[略]	[略]
第 7 章 定めなき事項	[略]		[略]		第 7 章 定めなき事項	[略]		[略]	

【予定価格が 100 万円以上かつ 1,000 万円以下の場合】

別紙○（第3-3条、4-1条関連）

【割合】

予定価格算出の基礎となった同表A～Cまでに掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の8.2を超える場合にあっては10分の8.2とし、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとする。

業種区分	A	B	C
測量	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額

【予定価格が 100 万円以上かつ 1,000 万円以下の場合】

別紙○（第3-3条、4-1条関連）

【割合】

予定価格算出の基礎となった同表A～Cまでに掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の8.2を超える場合にあっては10分の8.2とし、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとする。

業種区分	A	B	C
測量	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額

改正後					現行				
3 地形図作成業務特別仕様書記載例					3 地形図作成業務特別仕様書記載例				
地形図作成業務特別仕様書記載例		作成要領及び留意事項			地形図作成業務特別仕様書記載例		作成要領及び留意事項		
項 目	内 容	内 容	契約書	共通仕様書	項 目	内 容	内 容	契約書	共通仕様書
第1章 総 則	[略]		[略]	[略]	第1章 総 則	[略]		[略]	[略]
第2章 作業条件	[略]	[略]	[略]	[略]	第2章 作業条件	[略]	[略]	[略]	[略]
第3章 作業内容 (作業項目及び数量) 第3-1条	[略]	[略]			第3章 作業内容 (作業項目及び数量) 第3-1条	[略]	[略]		
(管理技術者) 第3-2条	[略]	[略]	[略]	[略]	(管理技術者) 第3-2条	[略]	[略]	[略]	[略]
(業務写真における 黒板情報の電子化) 第3-3条	黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。 受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（１）から（４）によりこれを実施するものとする。 （１）～（３） [略] （４）写真の納品 受注者は、（３）に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。 なお、受注者は納品時にURL(https://depadv.jcomsia.org/photofinder/pac_auth.php_1)のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。 （５）[略]	[略]			(業務写真における 黒板情報の電子化) 第3-3条	黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。 受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（１）から（４）によりこれを実施するものとする。 （１）～（３） [略] （４）写真の納品 受注者は、（３）に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。 なお、受注者は納品時にURL(https://www.cals.jaic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html)のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。 （５）[略]	[略]		

改 正 後					現 行				
第 4 章 打合せ	[略]	[略]		[略]	第 4 章 打合せ	[略]	[略]		[略]
第 5 章 成果物	[略]	[略]		[略]	第 5 章 成果物	[略]	[略]		[略]
第 6 章 契約変更 (契約変更) 第6-1条	[略]	・ 調査・測量・設計業務等旅費交通費積算要領に基づき、旅費交通費における宿泊費が確定した場合も変更の対象とする。なお、これにあたり宿泊情報が分かる資料（宿泊施設の名称・住所、宿泊日、宿泊者名、夕食・朝食の有無、宿泊料金）を添付し、監督職員と協議すること。	[略]	[略]	第 6 章 契約変更 (契約変更) 第6-1条	[略]	[新設]	[略]	[略]
第 7 章 定めなき事項	[略]		[略]		第 7 章 定めなき事項	[略]		[略]	

【予定価格が 100 万円以上かつ 1,000 万円以下の場合】
別紙○（第3-3条、4-1条関連）
【割合】
予定価格算出の基礎となった同表A～Cまでに掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の8.2を超える場合にあっては10分の8.2とし、10分の 6 に満たない場合にあっては10分の 6 とするものとする。

業種区分	A	B	C
測量	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額

【予定価格が 100 万円以上かつ 1,000 万円以下の場合】
別紙○（第3-3条、4-1条関連）
【割合】
予定価格算出の基礎となった同表A～Cまでに掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の8.2を超える場合にあっては10分の8.2とし、10分の 6 に満たない場合にあっては10分の 6 とするものとする。

業種区分	A	B	C
測量	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額

改正後					現行				
Ⅲ 設計業務					Ⅲ 設計業務				
1 ダム設計業務特別仕様書記載例					1 ダム設計業務特別仕様書記載例				
ダム設計業務特別仕様書記載例		作成要領及び留意事項			ダム設計業務特別仕様書記載例		作成要領及び留意事項		
項 目	内 容	内 容	契約書	共通仕様書	項 目	内 容	内 容	契約書	共通仕様書
第1章 総 則	[略]	[略]	[略]	[略]	第1章 総 則	[略]	[略]	[略]	[略]
第2章 作業条件	[略]	[略]	[略]	[略]	第2章 作業条件	[略]	[略]	[略]	[略]
第3章 設計作業内容 (作業項目及び数量) 第3-1条 ～ (業務の成果品質確保対策) 第3-3条	[略]	[略]			第3章 設計作業内容 (作業項目及び数量) 第3-1条 ～ (業務の成果品質確保対策) 第3-3条	[略]	[略]		
(業務写真における 黒板情報の電子化) 第3-4条	黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。 受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（１）から（４）によりこれを実施するものとする。 （１）～（３） [略] （４）写真の納品 受注者は、（３）に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。 なお、受注者は納品時にURL(https://dcpadv.jcomsia.org/photofinder/pac_auth.php)のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。 （５）[略]	[略]			(業務写真における 黒板情報の電子化) 第3-4条	黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。 受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（１）から（４）によりこれを実施するものとする。 （１）～（３） [略] （４）写真の納品 受注者は、（３）に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。 なお、受注者は納品時にURL(https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html)のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。 （５）[略]	[略]		

改 正 後					現 行				
第4章 打合せ	[略]	[略]		[略]	第4章 打合せ	[略]	[略]		[略]
第5章 成果物	[略]	[略]		[略]	第5章 成果物	[略]	[略]		[略]
第6章 契約変更 (契約変更) 第6-1条	[略]	・河川協議関係機関との協議並びに地元協議により手戻り作業が生じた場合、変更理由を整理する。 ・この場合の変更は、出来高が確認できることが前提である。 ・ <u>調査・測量・設計業務等旅費交通費積算要領に基づき、旅費交通費における宿泊費が確定した場合も変更の対象とする。なお、これにあたり宿泊情報が分かる資料（宿泊施設の名称・住所、宿泊日、宿泊者名、夕食・朝食の有無、宿泊料金）を添付し、監督職員と協議すること。</u>	[略]	[略]	第6章 契約変更 (契約変更) 第6-1条	[略]	・河川協議関係機関との協議並びに地元協議により手戻り作業が生じた場合、変更理由を整理する。 ・この場合の変更は、出来高が確認できることが前提である。 <u>[新設]</u>	[略]	[略]
第7章 定めなき事項	[略]		[略]		第7章 定めなき事項	[略]		[略]	

別 紙		
内 容	特別仕様書	共通仕様書
【管理技術者・照査技術者について】 [略]	[略]	[略]

【予定価格が100万円以上かつ1,000万円以下の場合】
別紙○（第1-5条、第5-1条関連）
【割合】
予定価格算出の基礎となった同表A～Dまでに掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の8.1を超える場合にあっては10分の8.1とし、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとする。

業種区分	A	B	C	D
建設コンサルタント (土木関係のもの)	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の <u>5</u> を乗じて得た額

【コンクリートダム設計作業項目内訳表】《構想設計》 ～
【フィルダム施工計画仮設備設計作業項目内訳表】《補足設計》 [略]

別 紙		
内 容	特別仕様書	共通仕様書
【管理技術者・照査技術者について】 [略]	[略]	[略]

【予定価格が100万円以上かつ1,000万円以下の場合】
別紙○（第1-5条、第5-1条関連）
【割合】
予定価格算出の基礎となった同表A～Dまでに掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の8を超える場合にあっては10分の8とし、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとする。

業種区分	A	B	C	D
建設コンサルタント (土木関係のもの)	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の <u>4.8</u> を乗じて得た額

【コンクリートダム設計作業項目内訳表】《構想設計》 ～
【フィルダム施工計画仮設備設計作業項目内訳表】《補足設計》 [略]

改 正 後					現 行				
2 頭首工（溪流取水工）設計業務特別仕様書記載例					2 頭首工（溪流取水工）設計業務特別仕様書記載例				
頭首工（溪流取水工）設計業務特別仕様書記載例		作成要領及び留意事項			頭首工（溪流取水工）設計業務特別仕様書記載例		作成要領及び留意事項		
項 目	内 容	内 容	契 約 書	共 通 仕 様 書	項 目	内 容	内 容	契 約 書	共 通 仕 様 書
第1章 総 則	[略]	[略]	[略]	[略]	第1章 総 則	[略]	[略]	[略]	[略]
第2章 作業条件	[略]	[略]	[略]	[略]	第2章 作業条件	[略]	[略]	[略]	[略]
第3章 設計作業内容 （作業項目及び数量） 第3-1条 ～ （業務の成果品質確保対策） 第3-3条 （業務写真における 黒板情報の電子化） 第3-4条	[略]	[略]			第3章 設計作業内容 （作業項目及び数量） 第3-1条 ～ （業務の成果品質確保対策） 第3-3条 （業務写真における 黒板情報の電子化） 第3-4条	[略]	[略]		
	黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。 受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（１）から（４）によりこれを実施するものとする。 （１）～（３） [略] （４）写真の納品 受注者は、（３）に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。 なお、受注者は納品時にURL(https://dcpadv.jcomsia.org/pho-tofinder/pac_auth.php)のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員	[略]				黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。 受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（１）から（４）によりこれを実施するものとする。 （１）～（３） [略] （４）写真の納品 受注者は、（３）に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。 なお、受注者は納品時にURL(https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html)のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果	[略]		

改 正 後					現 行				
	へ提出するものとする。 (5) [略]					を監督職員へ提出するものとする。 (5) [略]			
第 4 章 打合せ	[略]	[略]		[略]	第 4 章 打合せ	[略]	[略]		[略]
第 5 章 成果物	[略]	[略]		[略]	第 5 章 成果物	[略]	[略]		[略]
第 6 章 契約変更 (契約変更) 第6-1条	[略]	・河川協議関係機関との協議並びに地元協議により手戻り作業が生じた場合、変更理由を整理する。 ・この場合の変更は、出来高が確認できることが前提である。 ・ <u>調査・測量・設計業務等旅費交通費積算要領に基づき、旅費交通費における宿泊費が確定した場合も変更の対象とする。なお、これにあたり宿泊情報が分かる資料（宿泊施設の名称・住所、宿泊日、宿泊者名、夕食・朝食の有無、宿泊料金）を添付し、監督職員と協議すること。</u>	[略]	[略]	第 6 章 契約変更 (契約変更) 第6-1条	[略]	・河川協議関係機関との協議並びに地元協議により手戻り作業が生じた場合、変更理由を整理する。 ・この場合の変更は、出来高が確認できることが前提である。 <u>[新設]</u>	[略]	[略]
第 7 章 定めなき事項	[略]		[略]		第 7 章 定めなき事項	[略]		[略]	
別 紙					別 紙				
内 容			特別仕様書	共通仕様書	内 容			特別仕様書	共通仕様書
【管理技術者・照査技術者について】 [略]			[略]	[略]	【管理技術者・照査技術者について】 [略]			[略]	[略]
【予定価格が100万円以上かつ1,000万円以下の場合】 別紙○（第1-5条、第5-1条関連） 【割合】 予定価格算出の基礎となった同表A～Dまでに掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の <u>8.1</u> を超える場合にあっては10分の <u>8.1</u> とし、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとする。					【予定価格が100万円以上かつ1,000万円以下の場合】 別紙○（第1-5条、第5-1条関連） 【割合】 予定価格算出の基礎となった同表A～Dまでに掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の <u>8</u> を超える場合にあっては10分の <u>8</u> とし、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとする。				
業種区分	A	B	C	D	業種区分	A	B	C	D
建設コンサルタント (土木関係のもの)	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の <u>5</u> を乗じて得た額	建設コンサルタント (土木関係のもの)	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の <u>4.8</u> を乗じて得た額

改正後	現行
【頭首工設計作業項目内訳表】《構想設計》～ 【溪流取水工設計作業項目内訳表】《実施設計》〔略〕	【頭首工設計作業項目内訳表】《構想設計》～ 【溪流取水工設計作業項目内訳表】《実施設計》〔略〕

改正後					現行				
3 ポンプ場設計業務特別仕様書記載例					3 ポンプ場設計業務特別仕様書記載例				
ダム設計業務特別仕様書記載例		作成要領及び留意事項			ポンプ場設計業務特別仕様書記載例		作成要領及び留意事項		
項 目	内 容	内 容	契 約 書	共 通 仕 様 書	項 目	内 容	内 容	契 約 書	共 通 仕 様 書
第1章 総 則	[略]	[略]	[略]	[略]	第1章 総 則	[略]	[略]	[略]	[略]
第2章 作業条件	[略]	[略]	[略]	[略]	第2章 作業条件	[略]	[略]	[略]	[略]
第3章 設計作業内容 (作業項目及び数量) 第3-1条 ～ (業務の成果品質確保対策) 第3-3条 (業務写真における 黒板情報の電子化) 第3-4条	[略]	[略]			第3章 設計作業内容 (作業項目及び数量) 第3-1条 ～ (業務の成果品質確保対策) 第3-3条 (業務写真における 黒板情報の電子化) 第3-4条	[略]	[略]		
	黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。 受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（１）から（４）によりこれを実施するものとする。 （１）～（３） [略] （４）写真の納品 受注者は、（３）に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。 なお、受注者は納品時にURL(https://dcpadv.jcomsia.org/pho-tofinder/pac_auth.php)のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員	[略]				黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。 受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（１）から（４）によりこれを実施するものとする。 （１）～（３） [略] （４）写真の納品 受注者は、（３）に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。 なお、受注者は納品時にURL(https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html)のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果	[略]		

改 正 後					現 行				
	へ提出するものとする。 (5) [略]					を監督職員へ提出するものとする。 (5) [略]			
第 4 章 打合せ	[略]	[略]		[略]	第 4 章 打合せ	[略]	[略]		[略]
第 5 章 成果物	[略]	[略]		[略]	第 5 章 成果物	[略]	[略]		[略]
第 6 章 契約変更 (契約変更) 第6-1条	[略]	・河川協議関係機関との協議並びに地元協議により手戻り作業が生じた場合、変更理由を整理する。 ・この場合の変更は、出来高が確認できることが前提である。 <u>・調査・測量・設計業務等旅費交通費積算要領に基づき、旅費交通費における宿泊費が確定した場合も変更の対象とする。なお、これにあたり宿泊情報が分かる資料（宿泊施設の名称・住所、宿泊日、宿泊者名、夕食・朝食の有無、宿泊料金）を添付し、監督職員と協議すること。</u>	[略]	[略]	第 6 章 契約変更 (契約変更) 第6-1条	[略]	・河川協議関係機関との協議並びに地元協議により手戻り作業が生じた場合、変更理由を整理する。 ・この場合の変更は、出来高が確認できることが前提である。 <u>[新設]</u>	[略]	[略]
第 7 章 定めなき事項	[略]		[略]		第 7 章 定めなき事項	[略]		[略]	

別 紙		
内 容	特別仕様書	共通仕様書
【管理技術者・照査技術者について】 [略]	[略]	[略]

【予定価格が100万円以上かつ1,000万円以下の場合】
別紙○（第1-5条、第5-1条関連）
【割合】
予定価格算出の基礎となった同表A～Dまでに掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の8.1を超える場合にあっては10分の8.1とし、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとする。

業種区分	A	B	C	D
建設コンサルタント (土木関係のもの)	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の <u>5</u> を乗じて得た額

【ポンプ場設計作業項目内訳表】《構想設計》 ～

別 紙				
内 容	特別仕様書	共通仕様書		
【管理技術者・照査技術者について】 [略]	[略]	[略]		

【予定価格が100万円以上かつ1,000万円以下の場合】
別紙○（第1-5条、第5-1条関連）
【割合】
予定価格算出の基礎となった同表A～Dまでに掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の8を超える場合にあっては10分の8とし、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとする。

業種区分	A	B	C	D
建設コンサルタント (土木関係のもの)	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の <u>4.8</u> を乗じて得た額

【ポンプ場設計作業項目内訳表】《構想設計》 ～

改正後	現行
【ポンプ場設計作業項目内訳表】《実施設計》〔略〕	【ポンプ場設計作業項目内訳表】《実施設計》〔略〕

改正後					現行				
4 水路工設計業務特別仕様書記載例					4 水路工設計業務特別仕様書記載例				
水路工設計業務特別仕様書記載例		作成要領及び留意事項			水路工設計業務特別仕様書記載例		作成要領及び留意事項		
項 目	内 容	内 容	契 約 書	共 通 仕 様 書	項 目	内 容	内 容	契 約 書	共 通 仕 様 書
第1章 総 則	[略]	[略]	[略]	[略]	第1章 総 則	[略]	[略]	[略]	[略]
第2章 作業条件	[略]	[略]	[略]	[略]	第2章 作業条件	[略]	[略]	[略]	[略]
第3章 設計作業内容 (作業項目及び数量) 第3-1条 ～ (業務の成果品質確保対策) 第3-3条 (業務写真における 黒板情報の電子化) 第3-4条	[略]	[略]			第3章 設計作業内容 (作業項目及び数量) 第3-1条 ～ (業務の成果品質確保対策) 第3-3条 (業務写真における 黒板情報の電子化) 第3-4条	[略]	[略]		
	黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。 受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（１）から（４）によりこれを実施するものとする。 （１）～（３） [略] （４）写真の納品 受注者は、（３）に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。 なお、受注者は納品時にURL(https://dcpadv.jcomsia.org/pho-tofinder/pac_auth.php)のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員	[略]				黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。 受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（１）から（４）によりこれを実施するものとする。 （１）～（３） [略] （４）写真の納品 受注者は、（３）に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。 なお、受注者は納品時にURL(https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html)のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果	[略]		

改 正 後					現 行																								
	へ提出するものとする。 (5) [略]					を監督職員へ提出するものとする。 (5) [略]																							
第 4 章 打合せ	[略]	[略]		[略]	第 4 章 打合せ	[略]	[略]		[略]																				
第 5 章 成果物	[略]	[略]		[略]	第 5 章 成果物	[略]	[略]		[略]																				
第 6 章 契約変更 (契約変更) 第6-1条	[略]	・河川協議関係機関との協議並びに地元協議により手戻り作業が生じた場合、変更理由を整理する。 ・この場合の変更は、出来高が確認できることが前提である。 <u>・調査・測量・設計業務等旅費交通費積算要領に基づき、旅費交通費における宿泊費が確定した場合も変更の対象とする。なお、これにあたり宿泊情報が分かる資料（宿泊施設の名称・住所、宿泊日、宿泊者名、夕食・朝食の有無、宿泊料金）を添付し、監督職員と協議すること。</u>	[略]	[略]	第 6 章 契約変更 (契約変更) 第6-1条	[略]	・河川協議関係機関との協議並びに地元協議により手戻り作業が生じた場合、変更理由を整理する。 ・この場合の変更は、出来高が確認できることが前提である。 <u>[新設]</u>	[略]	[略]																				
第 7 章 定めなき事項	[略]		[略]		第 7 章 定めなき事項	[略]		[略]																					
<table><tr><th colspan="3">別 紙</th></tr><tr><th>内 容</th><th>特別仕様書</th><th>共通仕様書</th></tr><tr><td>【管理技術者・照査技術者について】 [略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr></table>					別 紙			内 容	特別仕様書	共通仕様書	【管理技術者・照査技術者について】 [略]	[略]	[略]	<table><tr><th colspan="3">別 紙</th></tr><tr><th>内 容</th><th>特別仕様書</th><th>共通仕様書</th></tr><tr><td>【管理技術者・照査技術者について】 [略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr></table>					別 紙			内 容	特別仕様書	共通仕様書	【管理技術者・照査技術者について】 [略]	[略]	[略]		
別 紙																													
内 容	特別仕様書	共通仕様書																											
【管理技術者・照査技術者について】 [略]	[略]	[略]																											
別 紙																													
内 容	特別仕様書	共通仕様書																											
【管理技術者・照査技術者について】 [略]	[略]	[略]																											
【予定価格が100万円以上かつ1,000万円以下の場合】 別紙○（第1-5条、第5-1条関連） 【割合】 予定価格算出の基礎となった同表A～Dまでに掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の<u>8.1</u>を超える場合にあっては10分の<u>8.1</u>とし、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとする。 <table><tr><td>業種区分</td><td>A</td><td>B</td><td>C</td><td>D</td></tr><tr><td>建設コンサルタント (土木関係のもの)</td><td>直接人件費の額</td><td>直接経費の額</td><td>その他原価の額に10分の9を乗じて得た額</td><td>一般管理費等の額に10分の<u>5</u>を乗じて得た額</td></tr></table>					業種区分	A	B	C	D	建設コンサルタント (土木関係のもの)	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の <u>5</u> を乗じて得た額	【予定価格が100万円以上かつ1,000万円以下の場合】 別紙○（第1-5条、第5-1条関連） 【割合】 予定価格算出の基礎となった同表A～Dまでに掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の<u>8</u>を超える場合にあっては10分の<u>8</u>とし、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとする。 <table><tr><td>業種区分</td><td>A</td><td>B</td><td>C</td><td>D</td></tr><tr><td>建設コンサルタント (土木関係のもの)</td><td>直接人件費の額</td><td>直接経費の額</td><td>その他原価の額に10分の9を乗じて得た額</td><td>一般管理費等の額に10分の<u>4.8</u>を乗じて得た額</td></tr></table>					業種区分	A	B	C	D	建設コンサルタント (土木関係のもの)	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の <u>4.8</u> を乗じて得た額
業種区分	A	B	C	D																									
建設コンサルタント (土木関係のもの)	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の <u>5</u> を乗じて得た額																									
業種区分	A	B	C	D																									
建設コンサルタント (土木関係のもの)	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の <u>4.8</u> を乗じて得た額																									
【用水路路線計画設計作業項目内訳表】《構想設計》 ～					【用水路路線計画設計作業項目内訳表】《構想設計》 ～																								

改正後	現行
【水路横断構造物設計作業項目内訳表】《実施設計》 [略]	【水路横断構造物設計作業項目内訳表】《実施設計》 [略]

改正後					現行				
5 ほ場整備設計業務特別仕様書記載例					5 ほ場整備設計業務特別仕様書記載例				
ほ場整備設計業務特別仕様書記載例		作成要領及び留意事項			ほ場整備設計業務特別仕様書記載例		作成要領及び留意事項		
項 目	内 容	内 容	契 約 書	共 通 仕 様 書	項 目	内 容	内 容	契 約 書	共 通 仕 様 書
第1章 総 則	[略]	[略]	[略]	[略]	第1章 総 則	[略]	[略]	[略]	[略]
第2章 作業条件	[略]	[略]	[略]	[略]	第2章 作業条件	[略]	[略]	[略]	[略]
第3章 設計作業内容 (作業項目及び数量) 第3-1条 ～ (業務の成果品質確保対策) 第3-3条 (業務写真における 黒板情報の電子化) 第3-4条	[略]	[略]			第3章 設計作業内容 (作業項目及び数量) 第3-1条 ～ (業務の成果品質確保対策) 第3-3条 (業務写真における 黒板情報の電子化) 第3-4条	[略]	[略]		
	黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。 受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（１）から（４）によりこれを実施するものとする。 （１）～（３） [略] （４）写真の納品 受注者は、（３）に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。 なお、受注者は納品時にURL(https://dcpadv.jcomsia.org/pho-tofinder/pac_auth.php)のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員	[略]				黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。 受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（１）から（４）によりこれを実施するものとする。 （１）～（３） [略] （４）写真の納品 受注者は、（３）に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。 なお、受注者は納品時にURL(https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html)のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果	[略]		

改 正 後					現 行				
第4章 打合せ	へ提出するものとする。 (5) [略] [略]	[略]		[略]	第4章 打合せ	を監督職員へ提出するものとする。 (5) [略] [略]	[略]		[略]
第5章 成果物	[略]	[略]		[略]	第5章 成果物	[略]	[略]		[略]
第6章 契約変更 (契約変更) 第6-1条	[略]	・河川協議関係機関との協議並びに地元協議により手戻り作業が生じた場合、変更理由を整理する。 ・この場合の変更は、出来高が確認できることが前提である。 ・ <u>調査・測量・設計業務等旅費交通費積算要領に基づき、旅費交通費における宿泊費が確定した場合も変更の対象とする。なお、これにあたり宿泊情報が分かる資料（宿泊施設の名称・住所、宿泊日、宿泊者名、夕食・朝食の有無、宿泊料金）を添付し、監督職員と協議すること。</u>	[略]	[略]	第6章 契約変更 (契約変更) 第6-1条	[略]	・河川協議関係機関との協議並びに地元協議により手戻り作業が生じた場合、変更理由を整理する。 ・この場合の変更は、出来高が確認できることが前提である。 <u>[新設]</u>	[略]	[略]
第7章 定めなき事項	[略]		[略]		第7章 定めなき事項	[略]		[略]	
別 紙					別 紙				
内 容			特別仕様書	共通仕様書	内 容			特別仕様書	共通仕様書
【管理技術者・照査技術者について】 [略]			[略]	[略]	【管理技術者・照査技術者について】 [略]			[略]	[略]
【予定価格が100万円以上かつ1,000万円以下の場合】 別紙○（第1-5条、第5-1条関連） 【割合】 予定価格算出の基礎となった同表A～Dまでに掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の <u>8.1</u> を超える場合にあっては10分の <u>8.1</u> とし、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとする。					【予定価格が100万円以上かつ1,000万円以下の場合】 別紙○（第1-5条、第5-1条関連） 【割合】 予定価格算出の基礎となった同表A～Dまでに掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の <u>8</u> を超える場合にあっては10分の <u>8</u> とし、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとする。				
業種区分	A	B	C	D	業種区分	A	B	C	D
建設コンサルタント (土木関係のもの)	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の <u>5</u> を乗じて得た額	建設コンサルタント (土木関係のもの)	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の <u>4.8</u> を乗じて得た額

改正後				現行			
ほ場整備設計作業項目内訳表】《基本設計》				ほ場整備設計作業項目内訳表】《基本設計》			
作業項目	作業内容	作業実施欄		作業項目	作業内容	作業実施欄	
		当初	変更			当初	変更
1 現地調査				1 現地調査			
1-1 現地踏査	[略]			1-1 現地踏査	[略]		
1-2 土壌調査	[略]			1-2 土壌調査	[略]		
1-3 地耐力調査	コーンペネトロメーターによる地耐力調査を全域について行う。【地耐力調査 1ha に 1 点とし、計画地表面 50cm まで 10cm 毎に貫入抵抗を測定する。測定回数は 3 回とする。】			1-3 地耐力調査	コーンペネトロメーターによる地耐力調査を全域について行う。【地耐力調査 1ha に 1 点とし、計画地表面 50cm まで 10cm 毎に貫入速度を測定する。測定回数は 3 回とする。】		
1-4 減水深調査	[略]			1-4 減水深調査	[略]		
1-5 道路用排水系統調査	[略]			1-5 道路用排水系統調査	[略]		
1-6 現況施設調査	[略]			1-6 現況施設調査	[略]		
1-7 反復水量調査	[略]			1-7 反復水量調査	[略]		
1-8 水源流量調査	[略]			1-8 水源流量調査	[略]		
1-9 補償物件調査	[略]			1-9 補償物件調査	[略]		
1-10 各種施設の取付点標高調査	[略]			1-10 各種施設の取付点標高調査	[略]		
1-11 各種取付点平面位置調査	[略]			1-11 各種取付点平面位置調査	[略]		
1-12 地下水調査	[略]			1-12 地下水調査	[略]		
2 資料の検討及び収集				2 資料の検討及び収集			
2-1 資料の検討	[略]			2-1 資料の検討	[略]		
2-2 水文、気象資料	[略]			2-2 水文、気象資料	[略]		
2-3 経済効果算定資料	[略]			2-3 経済効果算定資料	[略]		
3 計画・設計諸元検討				3 計画・設計諸元検討			
3-1 用水計画基準年	[略]			3-1 用水計画基準年	[略]		
3-2 排水計画基準雨量	[略]			3-2 排水計画基準雨量	[略]		
3-3 現況計画減水深	[略]			3-3 現況計画減水深	[略]		
3-4 区画形状の検討	[略]			3-4 区画形状の検討	[略]		
3-5 道路規模の検討	[略]			3-5 道路規模の検討	[略]		
3-6 計画平面図作成	[略]			3-6 計画平面図作成	[略]		
3-7 面積算定	[略]			3-7 面積算定	[略]		
3-8 道路用排水路縦断計画	[略]			3-8 道路用排水路縦断計画	[略]		
3-9 計画用水量	[略]			3-9 計画用水量	[略]		
3-10 用水収支計算	[略]			3-10 用水収支計算	[略]		
3-11 用水路水理計算				3-11 用水路水理計算			
3-11-1 用水路及び樹枝状管水路	[略]			3-11-1 用水路及び樹枝状管水路	[略]		
3-11-2 管網管水路	[略]			3-11-2 管網管水路	[略]		
3-12 計画排水量	[略]			3-12 計画排水量	[略]		
3-13 排水路水理計算	[略]			3-13 排水路水理計算	[略]		
3-14 湛水計算	[略]			3-14 湛水計算	[略]		
4 施設設計				4 施設設計			
4-1 道路、用排水路 標準断面図作成	[略]			4-1 道路、用排水路 標準断面図作成	[略]		
4-2 附帯施設設計	[略]			4-2 附帯施設設計	[略]		
4-3 整地計算	[略]			4-3 整地計算	[略]		
4-4 暗渠排水施設設計	[略]			4-4 暗渠排水施設設計	[略]		

改 正 後					現 行				
4-5 数量計算	[略]				4-5 数量計算	[略]			
5 機場工	[略]				5 機場工	[略]			
6 送配水管路工					6 送配水管路工				
6-1 水理計算、構造計算	[略]				6-1 水理計算、構造計算	[略]			
6-2 附帯工設計	[略]				6-2 附帯工設計	[略]			
6-3 数量計算	[略]				6-3 数量計算	[略]			
7 農道橋梁工					7 農道橋梁工				
7-1 設計図作成	[略]				7-1 設計図作成	[略]			
7-2 数量計算	[略]				7-2 数量計算	[略]			
8 水管橋工					8 水管橋工				
8-1 設計図作成	[略]				8-1 設計図作成	[略]			
8-2 数量計算	[略]				8-2 数量計算	[略]			
9 県町村道横断工					9 県町村道横断工				
9-1 設計図作成	[略]				9-1 設計図作成	[略]			
9-2 数量計算	[略]				9-2 数量計算	[略]			
10 河川放流工					10 河川放流工				
10-1 設計図作成	[略]				10-1 設計図作成	[略]			
10-2 数量計算	[略]				10-2 数量計算	[略]			
11 概算工事費積算	[略]				11 概算工事費積算	[略]			
12 経済効果算定					12 経済効果算定				
13 計画概要書添付図面等作成					13 計画概要書添付図面等作成				
13-1 添付図面作成	[略]				13-1 添付図面作成	[略]			
13-2 添付図面着色	[略]				13-2 添付図面着色	[略]			
13-3 計画概要書作成	[略]				13-3 計画概要書作成	[略]			
13-4 事業計画書作成	[略]				13-4 事業計画書作成	[略]			
14 照査	[略]				14 照査	[略]			
15 点検取りまとめ	[略]				15 点検取りまとめ	[略]			
【ほ場整備設計作業項目内訳表】《実施設計》					【ほ場整備設計作業項目内訳表】《実施設計》				
作業項目	作業内容	作業実施欄			作業項目	作業内容	作業実施欄		
		当初	変更				当初	変更	
1 現地調査					1 現地調査				
1-1 現地調査	[略]				1-1 現地調査	[略]			
1-2 地耐力調査	コーンペネトロメーターによる地耐力調査を全域について行う。【地耐力調査は1haに1点とし、計画地表下50cmまで10cm毎に貫入 抵抗 を測定する。測定回数は3回とする。】				1-2 地耐力調査	コーンペネトロメーターによる地耐力調査を全域について行う。【地耐力調査は1haに1点とし、計画地表下50cmまで10cm毎に貫入 速度 を測定する。測定回数は3回とする。】			
1-3 道路用排水系統調査	[略]				1-3 道路用排水系統調査	[略]			
1-4 現況施設調査	[略]				1-4 現況施設調査	[略]			
1-5 補償物件調査	[略]				1-5 補償物件調査	[略]			
1-6 各種施設の取付点標高測量	[略]				1-6 各種施設の取付点標高測量	[略]			
1-7 各種取付点平面位置調査	[略]				1-7 各種取付点平面位置調査	[略]			
2 資料の検討及び収集					2 資料の検討及び収集				
2-1 資料の検討	[略]				2-1 資料の検討	[略]			
2-2 水文、気象資料					2-2 水文、気象資料				
2-3 経済効果算定資料					2-3 経済効果算定資料				
3 計画・設計諸元検討					3 計画・設計諸元検討				

改正後					現行				
3-1 区画形状の検討	[略]				3-1 区画形状の検討	[略]			
3-2 道路規模の検討	[略]				3-2 道路規模の検討	[略]			
3-3 計画平面図作成	[略]				3-3 計画平面図作成	[略]			
3-4 面積算定	[略]				3-4 面積算定	[略]			
3-5 道路用排水路縦断計画	[略]				3-5 道路用排水路縦断計画	[略]			
3-6 計画用水量	[略]				3-6 計画用水量	[略]			
3-7 用水収支計算	[略]				3-7 用水収支計算	[略]			
3-8 用水路水理計算	[略]				3-8 用水路水理計算	[略]			
3-8-1 用水路及び樹枝状管水路					3-8-1 用水路及び樹枝状管水路				
3-8-2 管網管水路	[略]				3-8-2 管網管水路	[略]			
3-9 計画排水量	[略]				3-9 計画排水量	[略]			
3-10 排水路水理計算	[略]				3-10 排水路水理計算	[略]			
3-11 湛水計算	[略]				3-11 湛水計算	[略]			
4 施設設計	[略]				4 施設設計	[略]			
4-1 道路、用排水路標準断面図作成					4-1 道路、用排水路標準断面図作成				
4-2 附帯施設設計	[略]				4-2 附帯施設設計	[略]			
4-3 整地計算	[略]				4-3 整地計算	[略]			
4-4 暗渠排水施設設計	[略]				4-4 暗渠排水施設設計	[略]			
4-5 数量計算	[略]				4-5 数量計算	[略]			
5 機場工	[略]				5 機場工	[略]			
6 送配水管路工	[略]				6 送配水管路工	[略]			
6-1 水理計算、構造計算					6-1 水理計算、構造計算				
6-2 縦断図作成	[略]				6-2 縦断図作成	[略]			
6-3 附帯工設計	[略]				6-3 附帯工設計	[略]			
6-4 数量計算	[略]				6-4 数量計算	[略]			
7 農道橋梁工	[略]				7 農道橋梁工	[略]			
7-1 設計図作成					7-1 設計図作成				
7-2 数量計算	[略]				7-2 数量計算	[略]			
8 水管橋工	[略]				8 水管橋工	[略]			
8-1 設計図作成					8-1 設計図作成				
8-2 数量計算	[略]				8-2 数量計算	[略]			
9 用排水施設現況取付工	[略]				9 用排水施設現況取付工	[略]			
9-1 設計図作成					9-1 設計図作成				
9-2 数量計算	[略]				9-2 数量計算	[略]			
10 県町村道横断工	[略]				10 県町村道横断工	[略]			
10-1 設計図作成					10-1 設計図作成				
10-2 数量計算	[略]				10-2 数量計算	[略]			
11 河川放流工	[略]				11 河川放流工	[略]			
11-1 設計図作成					11-1 設計図作成				
11-2 数量計算	[略]				11-2 数量計算	[略]			
12 概算工事費積算	[略]				12 概算工事費積算	[略]			
13 照査	[略]				13 照査	[略]			
14 点検取りまとめ	[略]				14 点検取りまとめ	[略]			

改正後					現行				
6 畑地かんがい施設設計業務特別仕様書記載例					6 畑地かんがい施設設計業務特別仕様書記載例				
畑地かんがい設計業務特別仕様書記載例		作成要領及び留意事項			畑地かんがい設計業務特別仕様書記載例		作成要領及び留意事項		
項 目	内 容	内 容	契 約 書	共 通 仕 様 書	項 目	内 容	内 容	契 約 書	共 通 仕 様 書
第1章 総 則	[略]	[略]	[略]	[略]	第1章 総 則	[略]	[略]	[略]	[略]
第2章 作業条件	[略]	[略]	[略]	[略]	第2章 作業条件	[略]	[略]	[略]	[略]
第3章 設計作業内容 (作業項目及び数量) 第3-1条 ～ (業務の成果品質確保対策) 第3-3条 (業務写真における 黒板情報の電子化) 第3-4条	[略]	[略]			第3章 設計作業内容 (作業項目及び数量) 第3-1条 ～ (業務の成果品質確保対策) 第3-3条 (業務写真における 黒板情報の電子化) 第3-4条	[略]	[略]		
	黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。 受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（１）から（４）によりこれを実施するものとする。 （１）～（３） [略] （４）写真の納品 受注者は、（３）に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。 なお、受注者は納品時にURL(https://dcpadv.jcomsia.org/pho-tofinder/pac_auth.php)のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員	[略]				黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。 受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（１）から（４）によりこれを実施するものとする。 （１）～（３） [略] （４）写真の納品 受注者は、（３）に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。 なお、受注者は納品時にURL(https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html)のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果	[略]		

改 正 後					現 行				
第 4 章 打合せ	へ提出するものとする。 (5) [略] [略]	[略]		[略]	第 4 章 打合せ	を監督職員へ提出するものとする。 (5) [略] [略]	[略]		[略]
第 5 章 成果物	[略]	[略]		[略]	第 5 章 成果物	[略]	[略]		[略]
第 6 章 契約変更 (契約変更) 第6-1条	[略]	・河川協議関係機関との協議並びに地元協議により手戻り作業が生じた場合、変更理由を整理する。 ・この場合の変更は、出来高が確認できることが前提である。 ・ <u>調査・測量・設計業務等旅費交通費積算要領に基づき、旅費交通費における宿泊費が確定した場合も変更の対象とする。なお、これにあたり宿泊情報が分かる資料（宿泊施設の名称・住所、宿泊日、宿泊者名、夕食・朝食の有無、宿泊料金）を添付し、監督職員と協議すること。</u>	[略]	[略]	第 6 章 契約変更 (契約変更) 第6-1条	[略]	・河川協議関係機関との協議並びに地元協議により手戻り作業が生じた場合、変更理由を整理する。 ・この場合の変更は、出来高が確認できることが前提である。 <u>[新設]</u>	[略]	[略]
第 7 章 定めなき事項	[略]		[略]		第 7 章 定めなき事項	[略]		[略]	
別 紙					別 紙				
内 容			特別仕様書	共通仕様書	内 容			特別仕様書	共通仕様書
【管理技術者・照査技術者について】 [略]			[略]	[略]	【管理技術者・照査技術者について】 [略]			[略]	[略]
【予定価格が100万円以上かつ1,000万円以下の場合】 別紙○（第1-5条、第5-1条関連） 【割合】 予定価格算出の基礎となった同表A～Dまでに掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の <u>8.1</u> を超える場合にあっては10分の <u>8.1</u> とし、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとする。					【予定価格が100万円以上かつ1,000万円以下の場合】 別紙○（第1-5条、第5-1条関連） 【割合】 予定価格算出の基礎となった同表A～Dまでに掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の <u>8</u> を超える場合にあっては10分の <u>8</u> とし、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとする。				
業種区分	A	B	C	D	業種区分	A	B	C	D
建設コンサルタント (土木関係のもの)	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の <u>5</u> を乗じて得た額	建設コンサルタント (土木関係のもの)	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の <u>4.8</u> を乗じて得た額
【畑地かんがい施設設計作業項目内訳表】 ≪構想設計≫ ～					【畑地かんがい施設設計作業項目内訳表】 ≪構想設計≫ ～				

改正後	現 行
【畑地かんがい施設計画設計作業項目内訳表】《実施設計》〔略〕	【畑地かんがい施設計画設計作業項目内訳表】《実施設計》〔略〕

改正後					現行				
7 農道設計業務特別仕様書記載例					7 農道設計業務特別仕様書記載例				
農道設計業務特別仕様書記載例		作成要領及び留意事項			農道設計業務特別仕様書記載例		作成要領及び留意事項		
項 目	内 容	内 容	契 約 書	共 通 仕 様 書	項 目	内 容	内 容	契 約 書	共 通 仕 様 書
第1章 総 則	[略]	[略]	[略]	[略]	第1章 総 則	[略]	[略]	[略]	[略]
第2章 作業条件	[略]	[略]	[略]	[略]	第2章 作業条件	[略]	[略]	[略]	[略]
第3章 設計作業内容 (作業項目及び数量) 第3-1条 ～ (業務の成果品質確保対策) 第3-3条 (業務写真における 黒板情報の電子化) 第3-4条	[略]	[略]			第3章 設計作業内容 (作業項目及び数量) 第3-1条 ～ (業務の成果品質確保対策) 第3-3条 (業務写真における 黒板情報の電子化) 第3-4条	[略]	[略]		
	黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。 受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（１）から（４）によりこれを実施するものとする。 （１）～（３） [略] （４）写真の納品 受注者は、（３）に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。 なお、受注者は納品時にURL(https://dcpadv.jcomsia.org/pho-tofinder/pac_auth.php)のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員	[略]				黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。 受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（１）から（４）によりこれを実施するものとする。 （１）～（３） [略] （４）写真の納品 受注者は、（３）に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。 なお、受注者は納品時にURL(https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html)のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果	[略]		

改 正 後					現 行				
第4章 打合せ	へ提出するものとする。				第4章 打合せ	を監督職員へ提出するものとする。			
	(5) [略]					(5) [略]			
	[略]	[略]		[略]		[略]	[略]		[略]
第5章 成果物	[略]	[略]		[略]	第5章 成果物	[略]	[略]		[略]
第6章 契約変更 (契約変更) 第6-1条	[略]	・河川協議関係機関との協議並びに地元協議により手戻り作業が生じた場合、変更理由を整理する。 ・この場合の変更は、出来高が確認できることが前提である。 ・ <u>調査・測量・設計業務等旅費交通費積算要領に基づき、旅費交通費における宿泊費が確定した場合も変更の対象とする。なお、これにあたり宿泊情報が分かる資料（宿泊施設の名称・住所、宿泊日、宿泊者名、夕食・朝食の有無、宿泊料金）を添付し、監督職員と協議すること。</u>	[略]	[略]	第6章 契約変更 (契約変更) 第6-1条	[略]	・河川協議関係機関との協議並びに地元協議により手戻り作業が生じた場合、変更理由を整理する。 ・この場合の変更は、出来高が確認できることが前提である。 <u>[新設]</u>	[略]	[略]
第7章 定めなき事項	[略]		[略]		第7章 定めなき事項	[略]		[略]	

別 紙		
内 容	特別仕様書	共通仕様書
【管理技術者・照査技術者について】 [略]	[略]	[略]

【予定価格が100万円以上かつ1,000万円以下の場合】
別紙○（第1-5条、第5-1条関連）
【割合】
予定価格算出の基礎となった同表A～Dまでに掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の8.1を超える場合にあっては10分の8.1とし、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとする。

業種区分	A	B	C	D
建設コンサルタント (土木関係のもの)	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の <u>5</u> を乗じて得た額

【農道－現況調査計画作業項目内訳表】《基本設計》 ～

別 紙		
内 容	特別仕様書	共通仕様書
【管理技術者・照査技術者について】 [略]	[略]	[略]

【予定価格が100万円以上かつ1,000万円以下の場合】
別紙○（第1-5条、第5-1条関連）
【割合】
予定価格算出の基礎となった同表A～Dまでに掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の8を超える場合にあっては10分の8とし、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとする。

業種区分	A	B	C	D
建設コンサルタント (土木関係のもの)	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の <u>4.8</u> を乗じて得た額

【農道－現況調査計画作業項目内訳表】《基本設計》 ～

改正後	現 行
【農道－道路トンネル設計作業項目内訳表】《実施設計》　〔略〕	【農道－道路トンネル設計作業項目内訳表】《実施設計》　〔略〕

改正後					現行				
IV 積算参考資料作成業務 積算参考資料作成業務特別仕様書記載例					IV 積算参考資料作成業務 積算参考資料作成業務特別仕様書記載例				
積算参考資料作成業務特別仕様書記載例		作成要領及び留意事項			積算参考資料作成業務特別仕様書記載例		作成要領及び留意事項		
項 目	内 容	内 容	契約書	共通仕様書	項 目	内 容	内 容	契約書	共通仕様書
第1章 総 則 ～ 第7章 定めなき事項	[略]	[略]	[略]	[略]	第1章 総 則 ～ 第7章 定めなき事項	[略]	[略]	[略]	[略]
別 紙					別 紙				
内 容			特別仕様書	共通仕様書	内 容			特別仕様書	共通仕様書
【管理技術者について】 [略]			[略]	[略]	【管理技術者について】 [略]			[略]	[略]
【予定価格が100万円以上かつ1,000万円以下の場合】 別紙○（第4-1条関連） 【割合】 予定価格算出の基礎となった同表A～Dまでに掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の8.1を超える場合にあっては10分の8.1とし、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとする。					【予定価格が100万円以上かつ1,000万円以下の場合】 別紙○（第4-1条関連） 【割合】 予定価格算出の基礎となった同表A～Dまでに掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の8を超える場合にあっては10分の8とし、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとする。				
業種区分	A	B	C	D	業種区分	A	B	C	D
建設コンサルタント（土木関係のもの）	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額	建設コンサルタント（土木関係のもの）	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額
【積算参考資料作成作業項目内訳表】 [略]					【積算参考資料作成作業項目内訳表】 [略]				

[illegible]

改 正 後					現 行				
（業務場所） 第10条	（記載例 1） [略] （記載例 2） 業務場所は、〇〇事業所内及び当該事業実施地域内を予定しており、業務期間中は庁舎を無償で使用させるものとする。 <u>設計及び関係機関等の調整に関する資料作成等については、受発注者間で協議の上、テレワークにより業務を実施することができる。</u>なお、詳細については、監督職員と協議の上決定するものとする。	[略]			（業務場所） 第10条	（記載例 1） [略] （記載例 2） 業務場所は、〇〇事業所内及び当該事業実施地域内を予定しており、業務期間中は庁舎を無償で使用させるものとする。 <u>[新設]</u> なお、詳細については、監督職員と協議の上決定するものとする。	[略]		
（履行期間） 第11条 ～ （成果物の提出先） 第16条	[略]	[略]		[略]	（履行期間） 第11条 ～ （成果物の提出先） 第16条	[略]	[略]		[略]
（契約変更） 第17条	[略]	<u>・調査・測量・設計業務等旅費交通費積算要領に基づき、旅費交通費における宿泊費が確定した場合も変更の対象とする。なお、これにあたり宿泊情報が分かる資料（宿泊施設の名称・住所、宿泊日、宿泊者名、夕食・朝食の有無、宿泊料金）を添付し、監督職員と協議すること。</u>	[略]	[略]	（契約変更） 第17条	[略]	<u>[新設]</u>	[略]	[略]
（定めなき事項） 第18条	[略]		[略]		（定めなき事項） 第18条	[略]		[略]	
【予定価格が100万円以上かつ1,000万円以下の場合】 別紙○（第14条関連） 【割合】 予定価格算出の基礎となった同表A～Dまでに掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。その割合が10分の<u>8.1</u>を超える場合にあっては10分の<u>8.1</u>とし、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとする。					【予定価格が100万円以上かつ1,000万円以下の場合】 別紙○（第14条関連） 【割合】 予定価格算出の基礎となった同表A～Dまでに掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。その割合が10分の<u>8</u>を超える場合にあっては10分の<u>8</u>とし、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとする。				

改 正 後					現 行										
現場技術業務（事業促進型）特別仕様書記載例					現場技術業務（事業促進型）特別仕様書記載例										
現場技術業務（事業促進型）特別仕様書記載例		作成要領及び留意事項			現場技術業務（事業促進型）特別仕様書記載例		作成要領及び留意事項								
項 目	内 容	内 容	契 約 書	共 通 仕 様 書	項 目	内 容	内 容	契 約 書	共 通 仕 様 書						
（適用範囲） 第1条 ～ （主任技術者） 第5条 （技術員） 第6条	[略]	[略]	[略]	[略]	（適用範囲） 第1条 ～ （主任技術者） 第5条 （技術員） 第6条	[略]	[略]	[略]	[略]						
										技術員の技術者区分及び資格は、次のとおりとする。					
										担当部門	資 格	備 考	担当部門	資 格	備 考
										技術員1 技術員2 … 技術員○	[略]	[略]	技術員1 技術員2 … 技術員○	[略]	[略]
											[略]	[略]		[略]	[略]
・技術士（総合技術監理部門（農業－農業土木、農業－農業農村工学又は当該業務に該当する技術部門の選択科目）） ・技術士（農業部門（農業土木又は農業農村工学）又は当該業務に該当する技術部門（選択科目）） ・1級又は2級土木施工管理技士の資格を有する者。 ・畑地かんがい技士（畑地かんがいの工事に関する業務に限る） ・ <u>技術士補（農業部門）</u> ・大学卒業後2年、短大・高専卒業後4年、高校卒業後6年以上の実務経験を有する者。		[監督支援型]現場技術員（C）相当													
（配置技術者の確認） 第7条 ～ （作業対象） 第10条	[略]	[略]		[略]	（配置技術者の確認） 第7条 ～ （作業対象） 第10条	[略]	[略]		[略]						

改 正 後					現 行				
(業務場所) 第11条	(記載例－１) [略] (記載例－２) 業務場所は、〇〇事業所内及び当該事業実施地域内を 予定しており、業務期間中は庁舎を無償で使用させるも のとする。 <u>設計及び関係機関等の調整に関する資料作成等につい ては、受発注者間で協議の上、テレワークにより業務を 実施することができる。</u> なお、詳細については、監督職 員と協議の上決定するものとする。	[略]			(業務場所) 第11条	(記載例－１) [略] (記載例－２) 業務場所は、〇〇事業所内及び当該事業実施 地域内を予定しており、業務期間中は庁舎を無償で使用 させるものとする。 <u>[新設]</u> なお、詳細については、監督 職員と協議の上決定するものとする。	[略]		
(履行期間) 第12条 ～ (成果物の提出 先) 第18条	[略]	[略]		[略]	(履行期間) 第12条 ～ (成果物の提出 先) 第18条	[略]	[略]		[略]
(契約変更) 第19条	[略]	<u>・調査・測量・設 計業務等旅費交通 費積算要領に基づ き、旅費交通費に おける宿泊費が確 定した場合も変更 の対象とする。な お、これにあたり 宿泊情報が分かる 資料(宿泊施設の 名称・住所、宿泊 日、宿泊者名、夕 食・朝食の有無、 宿泊料金)を添付 し、監督職員と協 議すること。</u>	[略]	[略]	(契約変更) 第19条	[略]	<u>[新設]</u>	[略]	[略]
(定めなき事項) 第20条	[略]		[略]		(定めなき事項) 第20条	[略]		[略]	
【予定価格が100万円以上かつ1,000万円以下の場合】 別紙○（第16条関連） 【割合】 予定価格算出の基礎となった同表A～Dまでに掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額を予定価格で 除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の8. <u>1</u> を超える場合にあっては10分の <u>8.1</u> とし、10分の6に 満たない場合にあっては10分の6とするものとする。					【予定価格が100万円以上かつ1,000万円以下の場合】 別紙○（第16条関連） 【割合】 予定価格算出の基礎となった同表A～Dまでに掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額を予定価格で 除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の <u>8</u> を超える場合にあっては10分の <u>8</u> とし、10分の6に満 たない場合にあっては10分の6とするものとする。				

改正後					現行				
業種区分	A	B	C	D	業種区分	A	B	C	D
建設コンサルタント（土木関係のもの）	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額	建設コンサルタント（土木関係のもの）	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額

改 正 後					現 行				
Ⅵ 記録映像製作業務 記録映像製作業務特別仕様書記載例（企画業務単独）					Ⅵ 記録映像製作業務 記録映像製作業務特別仕様書記載例（企画業務単独）				
記録映像製作業務特別仕様書記載例（企画業務単独）		作成要領及び留意事項			記録映像製作業務特別仕様書記載例（企画業務単独）		作成要領及び留意事項		
項 目	内 容	内 容	契 約 書	共 通 仕 様 書	項 目	内 容	内 容	契 約 書	共 通 仕 様 書
第1章 総則 ～ 第2章 業務作業内容 第3章 業務管理 （情報共有システム） 第3条	[略]	[略]	[略]	[略]	第1章 総則 ～ 第2章 業務作業内容 第3章 業務管理 （情報共有システム） 第3条	[略]	[略]	[略]	[略]
第4章 打合せ	[略]				第4章 打合せ	[略]			
第5章 成果物	[略]				第5章 成果物	[略]			
第6章 契約変更 （契約変更） 第6条	[略]	<u>・調査・測量・設計業務等旅費交通費積算要領に基づき、旅費交通費における宿泊費が確定した場合も変更の対象とする。なお、これにあたり宿泊情報が分かる資料（宿泊施設の名称・住所、宿泊日、宿泊者名、夕食・朝食の有無、宿泊料金）を添付し、監督職員と協議すること。</u>	[略]	[略]	第6章 契約変更 （契約変更） 第6条	[略]	[新設]	[略]	[略]
第7章 定めなき事項	[略]		[略]		第7章 定めなき事項	[略]		[略]	

改正後					現行				
記録映像製作業務特別仕様書記載例（撮影業務単独）					記録映像製作業務特別仕様書記載例（撮影業務単独）				
記録映像製作業務特別仕様書記載例（撮影業務単独）		作成要領及び留意事項			記録映像製作業務特別仕様書記載例（撮影業務単独）		作成要領及び留意事項		
項 目	内 容	内 容	契 約 書	共通仕様書	項 目	内 容	内 容	契 約 書	共通仕様書
第1章 総則 ～ 第2章 業務作業内容 第3章 業務管理 （情報共有システム） 第3条	[略]	[略]	[略]	[略]	第1章 総則 ～ 第2章 業務作業内容 第3章 業務管理 （情報共有システム） 第3条	[略]	[略]	[略]	[略]
第4章 打合せ	[略]				第4章 打合せ	[略]			
第5章 成果物	[略]				第5章 成果物	[略]			
第6章 契約変更 （契約変更） 第6条	[略]				第6章 契約変更 （契約変更） 第6条	[略]			
第7章 定めなき事項	[略]	<u>・調査・測量・設計業務等旅費交通費積算要領に基づき、旅費交通費における宿泊費が確定した場合も変更の対象とする。なお、これにあたり宿泊情報が分かる資料（宿泊施設の名称・住所、宿泊日、宿泊者名、夕食・朝食の有無、宿泊料金）を添付し、監督職員と協議すること。</u>	[略]		第7章 定めなき事項	[略]	[新設]	[略]	

改 正 後					現 行				
記録映像製作業務特別仕様書記載例（編集業務単独）					記録映像製作業務特別仕様書記載例（編集業務単独）				
記録映像製作業務特別仕様書記載例（編集業務単独）		作成要領及び留意事項			記録映像製作業務特別仕様書記載例（編集業務単独）		作成要領及び留意事項		
項 目	内 容	内 容	契約書	共通仕様書	項 目	内 容	内 容	契約書	共通仕様書
第1章 総則 ～ 第2章 業務作業内容 第3章 業務管理 （情報共有システム） 第3条	[略]	[略]	[略]	[略]	第1章 総則 ～ 第2章 業務作業内容 第3章 業務管理 （情報共有システム） 第3条	[略]	[略]	[略]	[略]
第4章 打合せ	[略]				第4章 打合せ	[略]			
第5章 成果物	[略]				第5章 成果物	[略]			
第6章 契約変更 （契約変更） 第6条	[略]	<u>・調査・測量・設計業務等旅費交通費積算要領に基づき、旅費交通費における宿泊費が確定した場合も変更の対象とする。なお、これにあたり宿泊情報が分かる資料（宿泊施設の名称・住所、宿泊日、宿泊者名、夕食・朝食の有無、宿泊料金）を添付し、監督職員と協議すること。</u>	[略]		第6章 契約変更 （契約変更） 第6条	[略]	[新設]	[略]	
第7章 定めなき事項	[略]		[略]		第7章 定めなき事項	[略]		[略]	
【記録映像制作作業項目内訳表】 [略]					【記録映像制作作業項目内訳表】 [略]				

改 正 後					現 行																																																											
Ⅶ 施設機能診断業務 施設機能診断業務特別仕様書記載例					Ⅶ 施設機能診断業務 施設機能診断業務特別仕様書記載例																																																											
施設機能診断業務特別仕様書記載例		作成要領及び留意事項			施設機能診断業務特別仕様書記載例		作成要領及び留意事項																																																									
項 目	内 容	内 容	契 約 書	共 通 仕 様 書	項 目	内 容	内 容	契 約 書	共 通 仕 様 書																																																							
第1章 総 則	[略]	[略]	[略]	[略]	第1章 総 則	[略]	[略]	[略]	[略]																																																							
第2章 作業条件 （適用する図書） 第2-1条	本業務の基本的事項に関しては、次に示す図書によるものとする。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を得るものとする。	[略]	[略]	[略]	第2章 作業条件 （適用する図書） 第2-1条	本業務の基本的事項に関しては、次に示す図書によるものとする。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を得るものとする。	[略]	[略]	[略]																																																							
	<table><tr><td>番号</td><td>名称</td><td>発行所</td><td>制定 (改訂) 年月</td></tr><tr><td>1</td><td>農業水利施設の機能保全の手引き</td><td>農林水産省農村振興局</td><td>[略]</td></tr><tr><td>2</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>3</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>4</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>5</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>6</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr></table>	番号	名称	発行所	制定 (改訂) 年月	1	農業水利施設の機能保全の手引き	農林水産省農村振興局	[略]	2	[略]	[略]	[略]	3	[略]	[略]	[略]	4	[略]	[略]	[略]	5	[略]	[略]	[略]	6	[略]	[略]	[略]				<table><tr><td>番号</td><td>名称</td><td>発行所</td><td>制定 (改訂) 年月</td></tr><tr><td>1</td><td>農業水利施設の機能保全の手引き</td><td>(一社)農業土木事業協会</td><td>[略]</td></tr><tr><td>2</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>3</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>4</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>5</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>6</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr></table>	番号	名称	発行所	制定 (改訂) 年月	1	農業水利施設の機能保全の手引き	(一社)農業土木事業協会	[略]	2	[略]	[略]	[略]	3	[略]	[略]	[略]	4	[略]	[略]	[略]	5	[略]	[略]	[略]	6	[略]	[略]	[略]			
番号	名称	発行所	制定 (改訂) 年月																																																													
1	農業水利施設の機能保全の手引き	農林水産省農村振興局	[略]																																																													
2	[略]	[略]	[略]																																																													
3	[略]	[略]	[略]																																																													
4	[略]	[略]	[略]																																																													
5	[略]	[略]	[略]																																																													
6	[略]	[略]	[略]																																																													
番号	名称	発行所	制定 (改訂) 年月																																																													
1	農業水利施設の機能保全の手引き	(一社)農業土木事業協会	[略]																																																													
2	[略]	[略]	[略]																																																													
3	[略]	[略]	[略]																																																													
4	[略]	[略]	[略]																																																													
5	[略]	[略]	[略]																																																													
6	[略]	[略]	[略]																																																													
（設計条件） 第2-2条 ～ （関連事業） 第2-7条	[略]	[略]	[略]	[略]	（設計条件） 第2-2条 ～ （関連事業） 第2-7条	[略]	[略]	[略]	[略]																																																							
第3章 設計作業内容 （作業項目及び数量） 第3-1条 ～ （現地作業内容） 第3-2条	[略]	[略]			第3章 設計作業内容 （作業項目及び数量） 第3-1条 ～ （現地作業内容） 第3-2条	[略]	[略]																																																									
（設計作業の留意点） 第3-3条	業務の実施にあたって、特に留意する点は次のとおりとする。 （１）～（６） [略] （７）機能保全対策シナリオの検討にあたっては、最新の新素材、新工法などの技術情報の収集 に努めた上で、比較検討を行う。新技術や新工	[略]			（設計作業の留意点） 第3-3条	業務の実施にあたって、特に留意する点は次のとおりとする。 （１）～（６） [略] （７）機能保全対策シナリオの検討にあたっては、最新の新素材、新工法などの技術情報の収集 に努めた上で、比較検討を行う。新技術や新工	[略]																																																									

改 正 後					現 行				
(業務の成果品質確保対策) 第3-4条	法等の選定にあたっては、農業農村整備民間 技術情報データベース（NNTD） <u>・農業水利施設保全補修ガイドブック2024（（一社）農業土木事業協会発行）</u> 及び新技術情報システム（NETIS）等を積極的に活用しなければならない。 ・農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）については、 https://www.nn-techinfo.jp を参照。 <u>・農業水利施設保全補修ガイドブック 2024 に つ い て は 、</u> <u>https://www.jagree.or.jp/publication/books/no9/を参照。</u> ・新技術情報システム（NETIS） https://www.netis.mlit.go.jp/NETIS を参照。	[略]			(業務の成果品質確保対策) 第3-4条	法等の選定にあたっては、農業農村整備民間 技術情報データベース（NNTD）及び新技術情報システム（NETIS）等を積極的に活用しなければならない。 ・農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）につい て は 、 https://www.nn-techinfo.jp を参照。 ・新技術情報シ ス テ ム （ NETIS ） https://www.netis.mlit.go.jp/NETIS を参照。	[略]		
	（業務写真における 黑板情報の電子化） 第3-5条					（業務写真における 黑板情報の電子化） 第3-5条			
	黑板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黑板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。 受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黑板情報の電子化を行うことができる。黑板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（１）から（４）によりこれを実施するものとする。 （１）～（３） [略] （４）写真の納品 受注者は、（３）に示す黑板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。 なお、受注者は納品時にURL(https://dcpadv.jcomsia.org/photofinder/pac_auth.php)のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黑板情報を電子化した写真の信憑性	[略]				黑板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黑板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。 受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黑板情報の電子化を行うことができる。黑板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（１）から（４）によりこれを実施するものとする。 （１）～（３） [略] （４）写真の納品 受注者は、（３）に示す黑板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。 なお、受注者は納品時にURL(https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html)のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黑板情報を電子化した写	[略]		

改 正 後					現 行				
第 4 章 打合せ	確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。	[略]	[略]	[略]	第 4 章 打合せ	真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。	[略]	[略]	[略]
	(5) [略]								
	[略]								
第 5 章 成果物	[略]	[略]	[略]	[略]	第 5 章 成果物	[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]								
	[略]								
第 6 章 契約変更 (契約変更) 第6-1条	[略]	・河川協議関係機関との協議並びに地元協議により手戻り作業が生じた場合、変更理由を整理する。 ・この場合の変更は、出来高が確認できることが前提である。 <u>・調査・測量・設計業務等旅費交通費積算要領に基づき、旅費交通費における宿泊費が確定した場合も変更の対象とする。なお、これにあたり宿泊情報が分かる資料（宿泊施設の名称・住所、宿泊日、宿泊者名、夕食・朝食の有無、宿泊料金）を添付し、監督職員と協議すること。</u>	[略]	[略]	第 6 章 契約変更 (契約変更) 第6-1条	[略]	・河川協議関係機関との協議並びに地元協議により手戻り作業が生じた場合、変更理由を整理する。 ・この場合の変更は、出来高が確認できることが前提である。 [新設]	[略]	[略]
	[略]								
	[略]								
第 7 章 定めなき事項	[略]	[略]	[略]	[略]	第 7 章 定めなき事項	[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]								
	[略]								
別 紙					別 紙				
内 容			特別仕様書	共通仕様書	内 容			特別仕様書	共通仕様書
【管理技術者・照査技術者について】 [略]			[略]	[略]	【管理技術者・照査技術者について】 [略]			[略]	[略]
【予定価格が100万円以上かつ1,000万円以下の場合】 別紙○（第1-5条、第1-8条、第4-1条関連） 【割合】					【予定価格が100万円以上かつ1,000万円以下の場合】 別紙○（第1-5条、第1-8条、第4-1条関連） 【割合】				

改正後

予定価格算出の基礎となった同表A～Dまでに掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。

ただし、設計業務にあつては、その割合が10分の8.1を超える場合にあっては10分の8.1とし、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとする。

また、調査業務にあつては、その割合が10分の8.5を超える場合にあっては10分の8.5と、3分の2に満たない場合にあっては3分の2とするものとする。

業種区分	A	B	C	D
設計業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額
調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額

【機能診断作業項目内訳表】 [略]

【現地調査作業一覧表】（例：コンクリート構造物） ～

【現地調査作業一覧表】（例：パイプライン） [略]

現行

予定価格算出の基礎となった同表A～Dまでに掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。

ただし、設計業務にあつては、その割合が10分の8を超える場合にあっては10分の8とし、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとする。

また、調査業務にあつては、その割合が10分の8.5を超える場合にあっては10分の8.5と、3分の2に満たない場合にあっては3分の2とするものとする。

業種区分	A	B	C	D
設計業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額
調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額

【機能診断作業項目内訳表】 [略]

【現地調査作業一覧表】（例：コンクリート構造物） ～

【現地調査作業一覧表】（例：パイプライン） [略]

改 正 後	現 行																																																																																																																																				
第 5 ・ 第 6 [略]	第 5 ・ 第 6 [略]																																																																																																																																				
第 7 調査 ・ 測量 ・ 設計業務等に関する運用事項	第 7 調査 ・ 測量 ・ 設計業務等に関する運用事項																																																																																																																																				
調査 ・ 測量 ・ 設計業務等に関する運用事項について以下のとおり定めたので、価格積算の参考とされたい。	調査 ・ 測量 ・ 設計業務等に関する運用事項について以下のとおり定めたので、価格積算の参考とされたい。																																																																																																																																				
<table><tr><th colspan="2">運用事項一覧</th></tr><tr><td>1. 共通</td><td>4. 設計業務</td></tr><tr><td>1-1. 歩掛採用の優先順位</td><td>4-1. 各設計段階における調査、測量の実施状況</td></tr><tr><td>1-2. 工期算定方法</td><td>4-2. 電子計算機使用料及び機械器具損料の取扱い</td></tr><tr><td>1-3. 関連図書一覧</td><td>4-3. 電子計算機利用の設計単価</td></tr><tr><td>1-4. 設計等における数値の扱い</td><td>4-4. 過年度と類似業務を発注する場合の取扱い</td></tr><tr><td>1-5. 技術者の職種区分</td><td>4-5. コンクリートダムの電子計算機使用料</td></tr><tr><td>1-6. 調査業務及び測量業務における業務歩掛見積り</td><td>4-6. 水路工の断面数の取扱い</td></tr><tr><td>1-7. 地質 ・ 土質調査業務と測量及び設計業務を一括して発注する場合</td><td>4-7. 水路工の中心線決定</td></tr><tr><td>1-8. 電子成果品作成費の計上方法</td><td>4-8. 水路工で近接する複数路線の設計を行う場合</td></tr><tr><td>1-9. 諸経費率の扱いについて</td><td>4-<u>9</u>. <u>パイプラインの附帯構造物</u></td></tr><tr><td>1-10. 設計変更に伴う業務価格の積算について</td><td>4-<u>10</u>. <u>パイプライン</u>と畑地かんがい施設の水利計算</td></tr><tr><td></td><td>4-<u>11</u>. 畑地かんがい施設ファームポンド容量の適用範囲</td></tr><tr><td></td><td>4-<u>12</u>. 農道工で近接する複数路線の設計を行う場合</td></tr><tr><td>2. 調査業務</td><td>4-<u>13</u>. 環境整備の設計歩掛</td></tr><tr><td>2-1. 一般調査費、解析等調査業務費の算出例</td><td>4-<u>14</u>. 環境調査の価格積算基準及び適用歩掛</td></tr><tr><td>2-2. 機械ボーリングの掘削延長</td><td>4-<u>15</u>. 生態系調査の価格積算基準</td></tr><tr><td>2-3. 資機材等の現地搬入 ・ 搬出費</td><td>4-<u>16</u>. 図工の計上の取扱い</td></tr><tr><td>2-4. 土質と岩盤ボーリングが混在する場合の運搬費</td><td><u>[削る]</u></td></tr><tr><td>2-5. 現場内小運搬の積算例</td><td></td></tr><tr><td>2-6. 室内土質試験等</td><td>5. 機能診断業務</td></tr><tr><td>2-7. 解析等調査業務</td><td>5-1. 管理技術者及び照査技術者の取扱い</td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td>3. 測量業務</td><td>6. 現場技術業務</td></tr><tr><td>3-1. 成果品検定費を計上する場合の留意点</td><td>6-1. 設計変更の積算方法</td></tr><tr><td>3-2. 変化率の適用方法</td><td>6-2. 標準的な計算例</td></tr><tr><td>3-3. 地域区分の定義</td><td>6-3. 配置技術者の目安</td></tr><tr><td>3-4. 標準歩掛における率計上費目の構成内訳</td><td></td></tr><tr><td>3-5. 路線測量における留意点</td><td></td></tr><tr><td>3-6. 現地測量の歩掛適用範囲</td><td></td></tr><tr><td>3-7. 世界測地系への移行に伴う留意点等</td><td></td></tr><tr><td>3-8. 測量調査費として計上する内容</td><td></td></tr><tr><td>3-9. 空中写真測量、深浅測量、UAV 写真測量の適用歩掛</td><td></td></tr></table>	運用事項一覧		1. 共通	4. 設計業務	1-1. 歩掛採用の優先順位	4-1. 各設計段階における調査、測量の実施状況	1-2. 工期算定方法	4-2. 電子計算機使用料及び機械器具損料の取扱い	1-3. 関連図書一覧	4-3. 電子計算機利用の設計単価	1-4. 設計等における数値の扱い	4-4. 過年度と類似業務を発注する場合の取扱い	1-5. 技術者の職種区分	4-5. コンクリートダムの電子計算機使用料	1-6. 調査業務及び測量業務における業務歩掛見積り	4-6. 水路工の断面数の取扱い	1-7. 地質 ・ 土質調査業務と測量及び設計業務を一括して発注する場合	4-7. 水路工の中心線決定	1-8. 電子成果品作成費の計上方法	4-8. 水路工で近接する複数路線の設計を行う場合	1-9. 諸経費率の扱いについて	4- <u>9</u> . <u>パイプラインの附帯構造物</u>	1-10. 設計変更に伴う業務価格の積算について	4- <u>10</u> . <u>パイプライン</u> と畑地かんがい施設の水利計算		4- <u>11</u> . 畑地かんがい施設ファームポンド容量の適用範囲		4- <u>12</u> . 農道工で近接する複数路線の設計を行う場合	2. 調査業務	4- <u>13</u> . 環境整備の設計歩掛	2-1. 一般調査費、解析等調査業務費の算出例	4- <u>14</u> . 環境調査の価格積算基準及び適用歩掛	2-2. 機械ボーリングの掘削延長	4- <u>15</u> . 生態系調査の価格積算基準	2-3. 資機材等の現地搬入 ・ 搬出費	4- <u>16</u> . 図工の計上の取扱い	2-4. 土質と岩盤ボーリングが混在する場合の運搬費	<u>[削る]</u>	2-5. 現場内小運搬の積算例		2-6. 室内土質試験等	5. 機能診断業務	2-7. 解析等調査業務	5-1. 管理技術者及び照査技術者の取扱い			3. 測量業務	6. 現場技術業務	3-1. 成果品検定費を計上する場合の留意点	6-1. 設計変更の積算方法	3-2. 変化率の適用方法	6-2. 標準的な計算例	3-3. 地域区分の定義	6-3. 配置技術者の目安	3-4. 標準歩掛における率計上費目の構成内訳		3-5. 路線測量における留意点		3-6. 現地測量の歩掛適用範囲		3-7. 世界測地系への移行に伴う留意点等		3-8. 測量調査費として計上する内容		3-9. 空中写真測量、深浅測量、UAV 写真測量の適用歩掛		<table><tr><th colspan="2">運用事項一覧</th></tr><tr><td>1. 共通</td><td>4. 設計業務</td></tr><tr><td>1-1. 歩掛採用の優先順位</td><td>4-1. 各設計段階における調査、測量の実施状況</td></tr><tr><td>1-2. 工期算定方法</td><td>4-2. 電子計算機使用料及び機械器具損料の取扱い</td></tr><tr><td>1-3. 関連図書一覧</td><td>4-3. 電子計算機利用の設計単価</td></tr><tr><td>1-4. 設計等における数値の扱い</td><td>4-4. 過年度と類似業務を発注する場合の取扱い</td></tr><tr><td>1-5. 技術者の職種区分</td><td>4-5. コンクリートダムの電子計算機使用料</td></tr><tr><td>1-6. 調査業務及び測量業務における業務歩掛見積り</td><td>4-6. 水路工の断面数の取扱い</td></tr><tr><td>1-7. 地質 ・ 土質調査業務と測量及び設計業務を一括して発注する場合</td><td>4-7. 水路工の中心線決定</td></tr><tr><td>1-8. 電子成果品作成費の計上方法</td><td>4-8. 水路工で近接する複数路線の設計を行う場合</td></tr><tr><td>1-9. 諸経費率の扱いについて</td><td><u>[新設]</u></td></tr><tr><td>1-10. 設計変更に伴う業務価格の積算について</td><td>4-<u>9</u>. <u>パイプライン</u>と畑地かんがい施設の水利計算</td></tr><tr><td></td><td>4-<u>10</u>. 畑地かんがい施設ファームポンド容量の適用範囲</td></tr><tr><td></td><td>4-<u>11</u>. 農道工で近接する複数路線の設計を行う場合</td></tr><tr><td>2. 調査業務</td><td>4-<u>12</u>. 環境整備の設計歩掛</td></tr><tr><td>2-1. 一般調査費、解析等調査業務費の算出例</td><td>4-<u>13</u>. 環境調査の価格積算基準及び適用歩掛</td></tr><tr><td>2-2. 機械ボーリングの掘削延長</td><td>4-<u>14</u>. 生態系調査の価格積算基準</td></tr><tr><td>2-3. 資機材等の現地搬入 ・ 搬出費</td><td>4-<u>15</u>. 図工の計上の取扱い</td></tr><tr><td>2-4. 土質と岩盤ボーリングが混在する場合の運搬費</td><td><u>4-16. 他省庁歩掛等の取扱い</u></td></tr><tr><td>2-5. 現場内小運搬の積算例</td><td></td></tr><tr><td>2-6. 室内土質試験等</td><td>5. 機能診断業務</td></tr><tr><td>2-7. 解析等調査業務</td><td>5-1. 管理技術者及び照査技術者の取扱い</td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td>3. 測量業務</td><td>6. 現場技術業務</td></tr><tr><td>3-1. 成果品検定費を計上する場合の留意点</td><td>6-1. 設計変更の積算方法</td></tr><tr><td>3-2. 変化率の適用方法</td><td>6-2. 標準的な計算例</td></tr><tr><td>3-3. 地域区分の定義</td><td>6-3. 配置技術者の目安</td></tr><tr><td>3-4. 標準歩掛における率計上費目の構成内訳</td><td></td></tr><tr><td>3-5. 路線測量における留意点</td><td></td></tr><tr><td>3-6. 現地測量の歩掛適用範囲</td><td></td></tr><tr><td>3-7. 世界測地系への移行に伴う留意点等</td><td></td></tr><tr><td>3-8. 測量調査費として計上する内容</td><td></td></tr><tr><td>3-9. 空中写真測量、深浅測量、UAV 写真測量の適用歩掛</td><td></td></tr></table>	運用事項一覧		1. 共通	4. 設計業務	1-1. 歩掛採用の優先順位	4-1. 各設計段階における調査、測量の実施状況	1-2. 工期算定方法	4-2. 電子計算機使用料及び機械器具損料の取扱い	1-3. 関連図書一覧	4-3. 電子計算機利用の設計単価	1-4. 設計等における数値の扱い	4-4. 過年度と類似業務を発注する場合の取扱い	1-5. 技術者の職種区分	4-5. コンクリートダムの電子計算機使用料	1-6. 調査業務及び測量業務における業務歩掛見積り	4-6. 水路工の断面数の取扱い	1-7. 地質 ・ 土質調査業務と測量及び設計業務を一括して発注する場合	4-7. 水路工の中心線決定	1-8. 電子成果品作成費の計上方法	4-8. 水路工で近接する複数路線の設計を行う場合	1-9. 諸経費率の扱いについて	<u>[新設]</u>	1-10. 設計変更に伴う業務価格の積算について	4- <u>9</u> . <u>パイプライン</u> と畑地かんがい施設の水利計算		4- <u>10</u> . 畑地かんがい施設ファームポンド容量の適用範囲		4- <u>11</u> . 農道工で近接する複数路線の設計を行う場合	2. 調査業務	4- <u>12</u> . 環境整備の設計歩掛	2-1. 一般調査費、解析等調査業務費の算出例	4- <u>13</u> . 環境調査の価格積算基準及び適用歩掛	2-2. 機械ボーリングの掘削延長	4- <u>14</u> . 生態系調査の価格積算基準	2-3. 資機材等の現地搬入 ・ 搬出費	4- <u>15</u> . 図工の計上の取扱い	2-4. 土質と岩盤ボーリングが混在する場合の運搬費	<u>4-16. 他省庁歩掛等の取扱い</u>	2-5. 現場内小運搬の積算例		2-6. 室内土質試験等	5. 機能診断業務	2-7. 解析等調査業務	5-1. 管理技術者及び照査技術者の取扱い			3. 測量業務	6. 現場技術業務	3-1. 成果品検定費を計上する場合の留意点	6-1. 設計変更の積算方法	3-2. 変化率の適用方法	6-2. 標準的な計算例	3-3. 地域区分の定義	6-3. 配置技術者の目安	3-4. 標準歩掛における率計上費目の構成内訳		3-5. 路線測量における留意点		3-6. 現地測量の歩掛適用範囲		3-7. 世界測地系への移行に伴う留意点等		3-8. 測量調査費として計上する内容		3-9. 空中写真測量、深浅測量、UAV 写真測量の適用歩掛	
運用事項一覧																																																																																																																																					
1. 共通	4. 設計業務																																																																																																																																				
1-1. 歩掛採用の優先順位	4-1. 各設計段階における調査、測量の実施状況																																																																																																																																				
1-2. 工期算定方法	4-2. 電子計算機使用料及び機械器具損料の取扱い																																																																																																																																				
1-3. 関連図書一覧	4-3. 電子計算機利用の設計単価																																																																																																																																				
1-4. 設計等における数値の扱い	4-4. 過年度と類似業務を発注する場合の取扱い																																																																																																																																				
1-5. 技術者の職種区分	4-5. コンクリートダムの電子計算機使用料																																																																																																																																				
1-6. 調査業務及び測量業務における業務歩掛見積り	4-6. 水路工の断面数の取扱い																																																																																																																																				
1-7. 地質 ・ 土質調査業務と測量及び設計業務を一括して発注する場合	4-7. 水路工の中心線決定																																																																																																																																				
1-8. 電子成果品作成費の計上方法	4-8. 水路工で近接する複数路線の設計を行う場合																																																																																																																																				
1-9. 諸経費率の扱いについて	4- <u>9</u> . <u>パイプラインの附帯構造物</u>																																																																																																																																				
1-10. 設計変更に伴う業務価格の積算について	4- <u>10</u> . <u>パイプライン</u> と畑地かんがい施設の水利計算																																																																																																																																				
	4- <u>11</u> . 畑地かんがい施設ファームポンド容量の適用範囲																																																																																																																																				
	4- <u>12</u> . 農道工で近接する複数路線の設計を行う場合																																																																																																																																				
2. 調査業務	4- <u>13</u> . 環境整備の設計歩掛																																																																																																																																				
2-1. 一般調査費、解析等調査業務費の算出例	4- <u>14</u> . 環境調査の価格積算基準及び適用歩掛																																																																																																																																				
2-2. 機械ボーリングの掘削延長	4- <u>15</u> . 生態系調査の価格積算基準																																																																																																																																				
2-3. 資機材等の現地搬入 ・ 搬出費	4- <u>16</u> . 図工の計上の取扱い																																																																																																																																				
2-4. 土質と岩盤ボーリングが混在する場合の運搬費	<u>[削る]</u>																																																																																																																																				
2-5. 現場内小運搬の積算例																																																																																																																																					
2-6. 室内土質試験等	5. 機能診断業務																																																																																																																																				
2-7. 解析等調査業務	5-1. 管理技術者及び照査技術者の取扱い																																																																																																																																				
3. 測量業務	6. 現場技術業務																																																																																																																																				
3-1. 成果品検定費を計上する場合の留意点	6-1. 設計変更の積算方法																																																																																																																																				
3-2. 変化率の適用方法	6-2. 標準的な計算例																																																																																																																																				
3-3. 地域区分の定義	6-3. 配置技術者の目安																																																																																																																																				
3-4. 標準歩掛における率計上費目の構成内訳																																																																																																																																					
3-5. 路線測量における留意点																																																																																																																																					
3-6. 現地測量の歩掛適用範囲																																																																																																																																					
3-7. 世界測地系への移行に伴う留意点等																																																																																																																																					
3-8. 測量調査費として計上する内容																																																																																																																																					
3-9. 空中写真測量、深浅測量、UAV 写真測量の適用歩掛																																																																																																																																					
運用事項一覧																																																																																																																																					
1. 共通	4. 設計業務																																																																																																																																				
1-1. 歩掛採用の優先順位	4-1. 各設計段階における調査、測量の実施状況																																																																																																																																				
1-2. 工期算定方法	4-2. 電子計算機使用料及び機械器具損料の取扱い																																																																																																																																				
1-3. 関連図書一覧	4-3. 電子計算機利用の設計単価																																																																																																																																				
1-4. 設計等における数値の扱い	4-4. 過年度と類似業務を発注する場合の取扱い																																																																																																																																				
1-5. 技術者の職種区分	4-5. コンクリートダムの電子計算機使用料																																																																																																																																				
1-6. 調査業務及び測量業務における業務歩掛見積り	4-6. 水路工の断面数の取扱い																																																																																																																																				
1-7. 地質 ・ 土質調査業務と測量及び設計業務を一括して発注する場合	4-7. 水路工の中心線決定																																																																																																																																				
1-8. 電子成果品作成費の計上方法	4-8. 水路工で近接する複数路線の設計を行う場合																																																																																																																																				
1-9. 諸経費率の扱いについて	<u>[新設]</u>																																																																																																																																				
1-10. 設計変更に伴う業務価格の積算について	4- <u>9</u> . <u>パイプライン</u> と畑地かんがい施設の水利計算																																																																																																																																				
	4- <u>10</u> . 畑地かんがい施設ファームポンド容量の適用範囲																																																																																																																																				
	4- <u>11</u> . 農道工で近接する複数路線の設計を行う場合																																																																																																																																				
2. 調査業務	4- <u>12</u> . 環境整備の設計歩掛																																																																																																																																				
2-1. 一般調査費、解析等調査業務費の算出例	4- <u>13</u> . 環境調査の価格積算基準及び適用歩掛																																																																																																																																				
2-2. 機械ボーリングの掘削延長	4- <u>14</u> . 生態系調査の価格積算基準																																																																																																																																				
2-3. 資機材等の現地搬入 ・ 搬出費	4- <u>15</u> . 図工の計上の取扱い																																																																																																																																				
2-4. 土質と岩盤ボーリングが混在する場合の運搬費	<u>4-16. 他省庁歩掛等の取扱い</u>																																																																																																																																				
2-5. 現場内小運搬の積算例																																																																																																																																					
2-6. 室内土質試験等	5. 機能診断業務																																																																																																																																				
2-7. 解析等調査業務	5-1. 管理技術者及び照査技術者の取扱い																																																																																																																																				
3. 測量業務	6. 現場技術業務																																																																																																																																				
3-1. 成果品検定費を計上する場合の留意点	6-1. 設計変更の積算方法																																																																																																																																				
3-2. 変化率の適用方法	6-2. 標準的な計算例																																																																																																																																				
3-3. 地域区分の定義	6-3. 配置技術者の目安																																																																																																																																				
3-4. 標準歩掛における率計上費目の構成内訳																																																																																																																																					
3-5. 路線測量における留意点																																																																																																																																					
3-6. 現地測量の歩掛適用範囲																																																																																																																																					
3-7. 世界測地系への移行に伴う留意点等																																																																																																																																					
3-8. 測量調査費として計上する内容																																																																																																																																					
3-9. 空中写真測量、深浅測量、UAV 写真測量の適用歩掛																																																																																																																																					

改

正

後

1. 共通

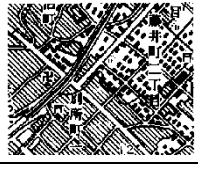
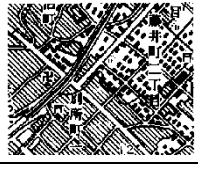
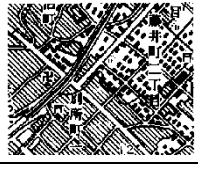
項 目	質 疑	回 答																																																																																										
1-1. 歩掛採用の優先順位	[略]	[略]																																																																																										
1-2. 工期算定方法	[略]	[略]																																																																																										
1-3. 関連図書一覧	調査・測量・設計業務等に関連する資料を示されたい。	次表のとおりである。																																																																																										
<table><tr><td>番号</td><td>図書名</td><td>内容</td><td>制定日等</td><td>通知者等</td></tr><tr><td>1</td><td>調査・測量・設計業務共通仕様書</td><td>設計等業務の契約書及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るための図書</td><td>制定 平成 6 年 3 月 最終改正 令和 7 年 3 月</td><td>農村振興局長</td></tr><tr><td>2</td><td>調査・測量・設計業務等特別仕様書記載例</td><td>共通仕様書を補足するための特別仕様書を作成する場合の参考資料</td><td>制定 平成 13 年 3 月 最終改正 令和 7 年 3 月</td><td>農村振興局整備部長</td></tr><tr><td>3</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>4</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>5</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>6</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>7</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>8</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>9</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>10</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>11</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>12</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>13</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>14</td><td>設計業務管理の手引書</td><td>発注者として業務を適正に管理するための手法やチェックリスト等</td><td>制定 平成 15 年 3 月 最終改正 令和 7 年 3 月</td><td>農村振興局整備部長</td></tr><tr><td>15</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>16</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>17</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr></table>			番号	図書名	内容	制定日等	通知者等	1	調査・測量・設計業務共通仕様書	設計等業務の契約書及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るための図書	制定 平成 6 年 3 月 最終改正 令和 7 年 3 月	農村振興局長	2	調査・測量・設計業務等特別仕様書記載例	共通仕様書を補足するための特別仕様書を作成する場合の参考資料	制定 平成 13 年 3 月 最終改正 令和 7 年 3 月	農村振興局整備部長	3	[略]	[略]	[略]	[略]	4	[略]	[略]	[略]	[略]	5	[略]	[略]	[略]	[略]	6	[略]	[略]	[略]	[略]	7	[略]	[略]	[略]	[略]	8	[略]	[略]	[略]	[略]	9	[略]	[略]	[略]	[略]	10	[略]	[略]	[略]	[略]	11	[略]	[略]	[略]	[略]	12	[略]	[略]	[略]	[略]	13	[略]	[略]	[略]	[略]	14	設計業務管理の手引書	発注者として業務を適正に管理するための手法やチェックリスト等	制定 平成 15 年 3 月 最終改正 令和 7 年 3 月	農村振興局整備部長	15	[略]	[略]	[略]	[略]	16	[略]	[略]	[略]	[略]	17	[略]	[略]	[略]	[略]
番号	図書名	内容	制定日等	通知者等																																																																																								
1	調査・測量・設計業務共通仕様書	設計等業務の契約書及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るための図書	制定 平成 6 年 3 月 最終改正 令和 7 年 3 月	農村振興局長																																																																																								
2	調査・測量・設計業務等特別仕様書記載例	共通仕様書を補足するための特別仕様書を作成する場合の参考資料	制定 平成 13 年 3 月 最終改正 令和 7 年 3 月	農村振興局整備部長																																																																																								
3	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																																								
4	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																																								
5	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																																								
6	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																																								
7	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																																								
8	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																																								
9	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																																								
10	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																																								
11	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																																								
12	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																																								
13	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																																								
14	設計業務管理の手引書	発注者として業務を適正に管理するための手法やチェックリスト等	制定 平成 15 年 3 月 最終改正 令和 7 年 3 月	農村振興局整備部長																																																																																								
15	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																																								
16	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																																								
17	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																																								

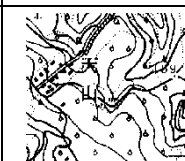
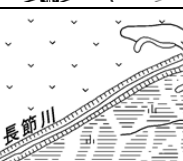
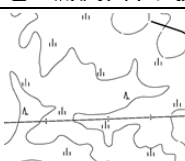
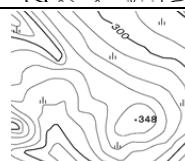
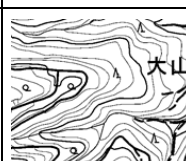
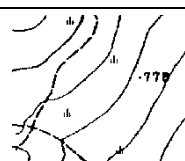
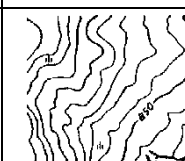
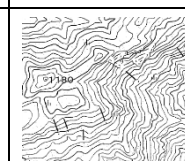
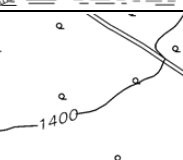
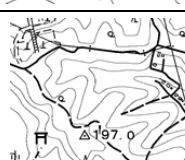
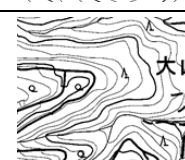
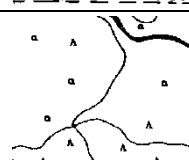
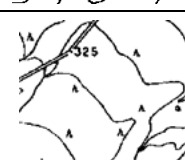
現

行

1. 共通

項 目	質 疑	回 答																																																																																										
1-1. 歩掛採用の優先順位	[略]	[略]																																																																																										
1-2. 工期算定方法	[略]	[略]																																																																																										
1-3. 関連図書一覧	調査・測量・設計業務等に関連する資料を示されたい。	次表のとおりである。																																																																																										
<table><tr><td>番号</td><td>図書名</td><td>内容</td><td>制定日等</td><td>通知者等</td></tr><tr><td>1</td><td>調査・測量・設計業務共通仕様書</td><td>設計等業務の契約書及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るための図書</td><td>制定 平成 6 年 3 月 最終改正 令和 6 年 3 月</td><td>農村振興局長</td></tr><tr><td>2</td><td>調査・測量・設計業務等特別仕様書記載例</td><td>共通仕様書を補足するための特別仕様書を作成する場合の参考資料</td><td>制定 平成 13 年 3 月 最終改正 令和 6 年 3 月</td><td>農村振興局整備部長</td></tr><tr><td>3</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>4</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>5</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>6</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>7</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>8</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>9</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>10</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>11</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>12</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>13</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>14</td><td>設計業務管理の手引書</td><td>発注者として業務を適正に管理するための手法やチェックリスト等</td><td>制定 平成 15 年 3 月 最終改正 令和 6 年 3 月</td><td>農村振興局整備部長</td></tr><tr><td>15</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>16</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>17</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr></table>			番号	図書名	内容	制定日等	通知者等	1	調査・測量・設計業務共通仕様書	設計等業務の契約書及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るための図書	制定 平成 6 年 3 月 最終改正 令和 6 年 3 月	農村振興局長	2	調査・測量・設計業務等特別仕様書記載例	共通仕様書を補足するための特別仕様書を作成する場合の参考資料	制定 平成 13 年 3 月 最終改正 令和 6 年 3 月	農村振興局整備部長	3	[略]	[略]	[略]	[略]	4	[略]	[略]	[略]	[略]	5	[略]	[略]	[略]	[略]	6	[略]	[略]	[略]	[略]	7	[略]	[略]	[略]	[略]	8	[略]	[略]	[略]	[略]	9	[略]	[略]	[略]	[略]	10	[略]	[略]	[略]	[略]	11	[略]	[略]	[略]	[略]	12	[略]	[略]	[略]	[略]	13	[略]	[略]	[略]	[略]	14	設計業務管理の手引書	発注者として業務を適正に管理するための手法やチェックリスト等	制定 平成 15 年 3 月 最終改正 令和 6 年 3 月	農村振興局整備部長	15	[略]	[略]	[略]	[略]	16	[略]	[略]	[略]	[略]	17	[略]	[略]	[略]	[略]
番号	図書名	内容	制定日等	通知者等																																																																																								
1	調査・測量・設計業務共通仕様書	設計等業務の契約書及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るための図書	制定 平成 6 年 3 月 最終改正 令和 6 年 3 月	農村振興局長																																																																																								
2	調査・測量・設計業務等特別仕様書記載例	共通仕様書を補足するための特別仕様書を作成する場合の参考資料	制定 平成 13 年 3 月 最終改正 令和 6 年 3 月	農村振興局整備部長																																																																																								
3	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																																								
4	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																																								
5	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																																								
6	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																																								
7	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																																								
8	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																																								
9	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																																								
10	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																																								
11	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																																								
12	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																																								
13	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																																								
14	設計業務管理の手引書	発注者として業務を適正に管理するための手法やチェックリスト等	制定 平成 15 年 3 月 最終改正 令和 6 年 3 月	農村振興局整備部長																																																																																								
15	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																																								
16	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																																								
17	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																																								

改 正 後			現 行																																																																										
<table><tr><th>項 目</th><th>質 疑</th><th>回 答</th></tr><tr><td>1-4. 設計等における数値の扱い</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>1-5. 技術者の職種区分</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>1-6. 調査業務及び測量業務における業務歩掛見 積り</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>1-7. 地質・土質調 査業務と測量及び 設計業務を一括し て発注する場合</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>1-8. 電子成果 品作成費の計 上方法</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>1-9. 諸経費率の 扱いについて</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>1-10. 設計変更 に伴う業務価格 の積算について</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr></table>	項 目	質 疑	回 答	1-4. 設計等における数値の扱い	[略]	[略]	1-5. 技術者の職種区分	[略]	[略]	1-6. 調査業務及び測量業務における業務歩掛見 積り	[略]	[略]	1-7. 地質・土質調 査業務と測量及び 設計業務を一括し て発注する場合	[略]	[略]	1-8. 電子成果 品作成費の計 上方法	[略]	[略]	1-9. 諸経費率の 扱いについて	[略]	[略]	1-10. 設計変更 に伴う業務価格 の積算について	[略]	[略]			<table><tr><th>項 目</th><th>質 疑</th><th>回 答</th></tr><tr><td>1-4. 設計等にお ける数値の扱い</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>1-5. 技術者の職 種区分</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>1-6. 調査業務及 び測量業務にお ける業務歩掛見 積り</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>1-7. 地質・土質調 査業務と測量及び 設計業務を一括し て発注する場合</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>1-8. 電子成果 品作成費の計 上方法</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>1-9. 諸経費率の 扱いについて</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>1-10. 設計変更 に伴う業務価格 の積算について</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr></table>	項 目	質 疑	回 答	1-4. 設計等にお ける数値の扱い	[略]	[略]	1-5. 技術者の職 種区分	[略]	[略]	1-6. 調査業務及 び測量業務にお ける業務歩掛見 積り	[略]	[略]	1-7. 地質・土質調 査業務と測量及び 設計業務を一括し て発注する場合	[略]	[略]	1-8. 電子成果 品作成費の計 上方法	[略]	[略]	1-9. 諸経費率の 扱いについて	[略]	[略]	1-10. 設計変更 に伴う業務価格 の積算について	[略]	[略]																										
項 目	質 疑	回 答																																																																											
1-4. 設計等における数値の扱い	[略]	[略]																																																																											
1-5. 技術者の職種区分	[略]	[略]																																																																											
1-6. 調査業務及び測量業務における業務歩掛見 積り	[略]	[略]																																																																											
1-7. 地質・土質調 査業務と測量及び 設計業務を一括し て発注する場合	[略]	[略]																																																																											
1-8. 電子成果 品作成費の計 上方法	[略]	[略]																																																																											
1-9. 諸経費率の 扱いについて	[略]	[略]																																																																											
1-10. 設計変更 に伴う業務価格 の積算について	[略]	[略]																																																																											
項 目	質 疑	回 答																																																																											
1-4. 設計等にお ける数値の扱い	[略]	[略]																																																																											
1-5. 技術者の職 種区分	[略]	[略]																																																																											
1-6. 調査業務及 び測量業務にお ける業務歩掛見 積り	[略]	[略]																																																																											
1-7. 地質・土質調 査業務と測量及び 設計業務を一括し て発注する場合	[略]	[略]																																																																											
1-8. 電子成果 品作成費の計 上方法	[略]	[略]																																																																											
1-9. 諸経費率の 扱いについて	[略]	[略]																																																																											
1-10. 設計変更 に伴う業務価格 の積算について	[略]	[略]																																																																											
2. 調査業務 [略]			2. 調査業務 [略]																																																																										
3. 測量業務			3. 測量業務																																																																										
<table><tr><th>項 目</th><th>質 疑</th><th>回 答</th></tr><tr><td>3-1. 成果検定費 を計上する場合 の留意点</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>3-2. 変化率の適 用方法</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>3-3. 地域区分の 定義</td><td>測量業務における地域区分の定義は如 何に。</td><td>次のとおりである。 縮尺 1/25, 000</td></tr></table>	項 目	質 疑	回 答	3-1. 成果検定費 を計上する場合 の留意点	[略]	[略]	3-2. 変化率の適 用方法	[略]	[略]	3-3. 地域区分の 定義	測量業務における地域区分の定義は如 何に。	次のとおりである。 縮尺 1/25, 000	<table><tr><td></td><td>区分</td><td>平 地</td><td>丘 陵 地</td><td>低 山 地</td><td>高 山 地</td></tr><tr><td></td><td>大 市 街 地</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>市 街 地 (甲)</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>市 街 地 (乙)</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>			区分	平 地	丘 陵 地	低 山 地	高 山 地		大 市 街 地						市 街 地 (甲)						市 街 地 (乙)					<table><tr><th>項 目</th><th>質 疑</th><th>回 答</th></tr><tr><td>3-1. 成果検定費 を計上する場合 の留意点</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>3-2. 変化率の適 用方法</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>3-3. 地域区分の 定義</td><td>測量業務における地域区分の定義は如 何に。</td><td>次のとおりである。 縮尺 1/25, 000</td></tr></table>	項 目	質 疑	回 答	3-1. 成果検定費 を計上する場合 の留意点	[略]	[略]	3-2. 変化率の適 用方法	[略]	[略]	3-3. 地域区分の 定義	測量業務における地域区分の定義は如 何に。	次のとおりである。 縮尺 1/25, 000	<table><tr><td></td><td>区分</td><td>平 地</td><td>丘 陵 地</td><td>低 山 地</td><td>高 山 地</td></tr><tr><td></td><td>大 市 街 地</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>市 街 地 (甲)</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>市 街 地 (乙)</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>			区分	平 地	丘 陵 地	低 山 地	高 山 地		大 市 街 地						市 街 地 (甲)						市 街 地 (乙)				
項 目	質 疑	回 答																																																																											
3-1. 成果検定費 を計上する場合 の留意点	[略]	[略]																																																																											
3-2. 変化率の適 用方法	[略]	[略]																																																																											
3-3. 地域区分の 定義	測量業務における地域区分の定義は如 何に。	次のとおりである。 縮尺 1/25, 000																																																																											
	区分	平 地	丘 陵 地	低 山 地	高 山 地																																																																								
	大 市 街 地																																																																												
	市 街 地 (甲)																																																																												
	市 街 地 (乙)																																																																												
項 目	質 疑	回 答																																																																											
3-1. 成果検定費 を計上する場合 の留意点	[略]	[略]																																																																											
3-2. 変化率の適 用方法	[略]	[略]																																																																											
3-3. 地域区分の 定義	測量業務における地域区分の定義は如 何に。	次のとおりである。 縮尺 1/25, 000																																																																											
	区分	平 地	丘 陵 地	低 山 地	高 山 地																																																																								
	大 市 街 地																																																																												
	市 街 地 (甲)																																																																												
	市 街 地 (乙)																																																																												

改 正 後					現 行							
	都市近郊						都市近郊					
	耕地						耕地					
	原野							原野				
	森林							森林				
3-4. 標準歩掛における率計上費目の構成内訳	[略]		[略]			3-4. 標準歩掛における率計上費目の構成内訳	[略]		[略]			
3-5. 路線測量における留意点	[略]		[略]			3-5. 路線測量における留意点	[略]		[略]			
3-6. 現地測量の歩掛適用範囲	[略]		[略]			3-6. 現地測量の歩掛適用範囲	[略]		[略]			
3-7. 世界測地系への移行に伴う留意点等	[略]		[略]			3-7. 世界測地系への移行に伴う留意点等	[略]		[略]			
3-8. 測量調査費として計上する内容	[略]		[略]			3-8. 測量調査費として計上する内容	[略]		[略]			
3-9. 空中写真測量、深淺測量、UAV 写真測量の適用歩掛	[略]		[略]			3-9. 空中写真測量、深淺測量、UAV 写真測量の適用歩掛	[略]		[略]			
4. 設計業務					4. 設計業務							
項 目	質 疑		回 答			項 目	質 疑		回 答			
4-1. 各設計段階における調査、測量の実施状況	[略]		[略]			4-1. 各設計段階における調査、測量の実施状況	[略]		[略]			
4-2. 電子計算機使用料及び機械器具損料の取扱い	[略]		[略]			4-2. 電子計算機使用料及び機械器具損料の取扱い	[略]		[略]			
4-3. 電子計算機利用の設計単価	[略]		[略]			4-3. 電子計算機利用の設計単価	[略]		[略]			
4-4. 過年度と類似業務を発注する場合の取扱い	[略]		[略]			4-4. 過年度と類似業務を発注する場合の取扱い	[略]		[略]			
4-5. コンクリー	[略]		[略]			4-5. コンクリー	[略]		[略]			

改 正 後				現 行			
	トダムの電子計算機使用料				トダムの電子計算機使用料		
	4-6. 水路工の断面数の取扱い	[略]	[略]		4-6. 水路工の断面数の取扱い	[略]	[略]
	4-7. 水路工の中心線決定	[略]	[略]		4-7. 水路工の中心線決定	[略]	[略]
	4-8. 水路工で近接する複数路線の設計を行う場合	[略]	[略]		4-8. 水路工で近接する複数路線の設計を行う場合	[略]	[略]
	4-9. <u>パイプラインの附帯構造物</u>	<u>パイプライン実施設計の附帯構造物の対象施設を示されたい。</u>	<u>パイプライン実施設計の附帯構造物は、調圧施設、ポンプ施設、分水施設、量水施設、通気施設、保護施設、管理施設である。</u>		[新設]	[新設]	[新設]
	4- <u>10</u> . パイプラインと畑地かんがい施設の水力計算	[略]	[略]		4- <u>9</u> . パイプラインと畑地かんがい施設の水力計算	「パイプライン設計」と「畑地かんがい施設設計」とに示す管路工の「水力計算」では同じものか、混合して使ってよいのか。	目的とする構造物が違うので、同じものではない。よって、混合して使用する事は想定出来ない。
	4- <u>11</u> . 畑地かんがい施設ファームポンド容量の適用範囲	[略]	[略]		4- <u>10</u> . 畑地かんがい施設ファームポンド容量の適用範囲	[略]	[略]
	4- <u>12</u> . 農道工で近接する複数路線の設計を行う場合	[略]	[略]		4- <u>11</u> . 農道工で近接する複数路線の設計を行う場合	[略]	[略]
	4- <u>13</u> . 環境整備の設計歩掛	[略]	[略]		4- <u>12</u> . 環境整備の設計歩掛	[略]	[略]
	4- <u>14</u> . 環境調査の価格積算基準及び適用歩掛	[略]	[略]		4- <u>13</u> . 環境調査の価格積算基準及び適用歩掛	[略]	[略]
	4- <u>15</u> . 生態系調査の価格積算基準	[略]	[略]		4- <u>14</u> . 生態系調査の価格積算基準	[略]	[略]
	4- <u>16</u> . 図工の計上の取扱い	[略]	[略]		4- <u>15</u> . 図工の計上の取扱い	[略]	[略]
	[削る]	[削る]	[削る]		4-16. <u>他省庁歩掛等の取扱い</u>	<u>設計業務の積算において、設計業務費の構成が異なる基準を使用する場合の取扱いを示されたい。</u>	<u>当面の間、積算基準（調査・測量・設計）と他省庁等の積算基準による歩掛を併せて使用する場合には、それぞれの積算基準により業務価格を算出し、合算するものとする。</u>
5. 機能診断業務 [略]				5. 機能診断業務 [略]			
6. 現場技術業務				6. 現場技術業務			
	項 目	質 疑	回 答		項 目	質 疑	回 答
	6-1. 設計変更の積算方法	[略]	[略]		6-1. 設計変更の積算方法	[略]	[略]
	6-2. 標準的な計算例	標準的な計算例を示されたい。	〔現場技術業務（監督支援型）の価格積算に関する計算例〕 （技術者単価は令和 <u>7</u> 年度を用いている。） 【計算例の条件】 履行期間＝100 日間 準備期間＝ 5 日間 業務期間＝履行期間－準備期間＝100 日間－5 日間＝95 日間 内業 55 日間、外業 40 日間（現場経費として業務用自動車の使用を見込む場合）とする。		6-2. 標準的な計算例	標準的な計算例を示されたい。	〔現場技術業務（監督支援型）の価格積算に関する計算例〕 （技術者単価は令和 <u>6</u> 年度を用いている。） 【計算例の条件】 履行期間＝100 日間 準備期間＝ 5 日間 業務期間＝履行期間－準備期間＝100 日間－5 日間＝95 日間 内業 55 日間、外業 40 日間（現場経費として業務用自動車の使用を見込む場合）とする。

改正後		現行			
	(計算例) 業務期間(月数) = 95 日間/(30.4 日/月) = 3.1 ヶ月 (小数点以下第 2 位四捨五入、第 1 位止め) 履行開始日 作業開始日 業務完了日 準備期間(5 日間) 業務期間(95 日間) 内業 55 日間・外業 40 日間 履行期間(100 日間) (1) 直接人件費の計上方法 ア 一般勤務に係る費用の積算方法 一般勤務に係る直接人件費の対象となる期間は、業務期間とする。 直接人件費の費用の算定は、業務期間(日数単位)に係数(0.64)及び該当職種の基準日額を乗じて求めるものとする。 (計算例) 現場技術員(B)(技師C)の場合 一般勤務の人件費 = 業務期間(日数) × 係数(0.64) × 技師Cの基準日額 = 95 日間 × 0.64 × <u>40,300 円</u> = <u>2,450,240 円</u> イ 業務打合せ 業務打合せは、業務の管理及び総括等を管理技術者が 1 ヶ月毎に実施するもので、その対象となる期間は業務期間とする。 打合せに必要な費用の算定は、管理技術者に打合せ回数を乗じて求めるものとする。 なお、管理技術者は「技師A」とし、現場技術員 1 人当たり 0.25 人/回を計上する。但し 1 名/回を上限とする。		(計算例) 業務期間(月数) = 95 日間/(30.4 日/月) = 3.1 ヶ月 (小数点以下第 2 位四捨五入、第 1 位止め) 履行開始日 作業開始日 業務完了日 準備期間(5 日間) 業務期間(95 日間) 内業 55 日間・外業 40 日間 履行期間(100 日間) (1) 直接人件費の計上方法 ア 一般勤務に係る費用の積算方法 一般勤務に係る直接人件費の対象となる期間は、業務期間とする。 直接人件費の費用の算定は、業務期間(日数単位)に係数(0.64)及び該当職種の基準日額を乗じて求めるものとする。 (計算例) 現場技術員(B)(技師C)の場合 一般勤務の人件費 = 業務期間(日数) × 係数(0.64) × 技師Cの基準日額 = 95 日間 × 0.64 × <u>38,400 円</u> = <u>2,334,720 円</u> イ 業務打合せ 業務打合せは、業務の管理及び総括等を管理技術者が 1 ヶ月毎に実施するもので、その対象となる期間は業務期間とする。 打合せに必要な費用の算定は、管理技術者に打合せ回数を乗じて求めるものとする。 なお、管理技術者は「技師A」とし、現場技術員 1 人当たり 0.25 人/回を計上する。但し 1 名/回を上限とする。		
項 目	質 疑	回 答	項 目	質 疑	回 答
	業務期間 3.1 ヶ月(95 日間) 打合せ回数=3 回(業務期間小数第 1 位四捨五入) 業務打合せは、1 回当たりの打合せ歩掛が 0.25 人/回であるため、1 回当たり 1 日(打合せ及び移動に要する日数)を基本とする。ただし、交通機関の事情等でこれにより難い場合は別途実情に基づいて検討する。 (計算例) 現場技術員 1 人で移動時間が往復 2 時間(0.25 日)の場合。 業務打合せ人件費 = 技師Aの基準日額 × (技師Aの歩掛 × 人数 + 移動に要する日数) × 打合せ回数 = <u>59,000</u> 円 × (0.25 人/回 + 0.25 人) × 3 回 = <u>89,400</u> 円 旅費交通費 : 打合せ回数分を計上		業務期間 3.1 ヶ月(95 日間) 打合せ回数=3 回(業務期間小数第 1 位四捨五入) 業務打合せは、1 回当たりの打合せ歩掛が 0.25 人/回であるため、1 回当たり 1 日(打合せ及び移動に要する日数)を基本とする。ただし、交通機関の事情等でこれにより難い場合は別途実情に基づいて検討する。 (計算例) 現場技術員 1 人で移動時間が往復 2 時間(0.25 日)の場合。 業務打合せ人件費 = 技師Aの基準日額 × (技師Aの歩掛 × 人数 + 移動に要する日数) × 打合せ回数 = <u>57,000</u> 円 × (0.25 人/回 + 0.25 人) × 3 回 = <u>85,500</u> 円 旅費交通費 : 打合せ回数分を計上		
	(2) 直接経費の計上方法 事務用品費(用紙、文房具類等)及びパソコン経費は、その他原価に含まれるため原則として計上しない。 ア 旅費交通費の算定方法		(2) 直接経費の計上方法 事務用品費(用紙、文房具類等)及びパソコン経費は、その他原価に含まれるため原則として計上しない。 ア 旅費交通費の算定方法		

改 正 後		現 行	
	旅費交通費は「第2 調査・測量・設計業務等旅費交通費積算要領について」に準じて算定する。 (ア) 勤務場所を国営事業所に指定する場合 a 通勤で業務を行う場合 積算上の基地から勤務場所までの片道距離が 30km 程度(高速道路等を利用する場合は片道 60km 程度)若しくは片道所要時間 1 時間程度、又は公共交通機関を利用する場合において、片道所要時間 2 時間程度の範囲については、原則として交通費を計上しない。 b 滞在して業務を行う場合 b 滞在して業務を行う場合 (計算例) 一般交通機関を利用する場合 基 地 勤務場所 [削る] (a) <u>旅費</u>交通費＝交通費＋<u>宿泊費</u>＋<u>宿泊手当</u> <u>(b) 宿泊費</u> <u>現場技術業務の価格積算基準 4-1 直接原価 (2)ア (ア) b(b)宿泊費による。</u> <u>(c) 宿泊手当</u> <u>現場技術業務の価格積算基準 4-1 直接原価 (2)ア (ア) b (c)宿泊手当による。</u> (<u>d</u>) 勤務場所から現地までの往復は業務用自動車により行うものとし、特に、交通費は算定しない。 [削る] <u>(イ) [略]</u> (ウ) 業務打合せに係る旅費交通費 <u>日帰りでライトバン使用の場合は、「第2 調査・測量・設計業務等旅費交通費積算要領について」4-4 (2) ライトバン損料等による。</u> [削る] (3) 現場経費の計上方法 ア 業務用自動車に係る費用の積算方法 業務内容が現地調査、現場監督等を目的とする外業の場合、現地への移動に必要な業務用自動車経費を計上する。 業務用自動車に要する費用の算定は、外業日数に自動車日当たり損料を乗じて求めるものとする。 なお、業務用自動車の利用にあたって、駐車場を有償で借りる必要がある場合は、駐車料金を別途計上すること。 <u>日帰りでライトバン使用の場合は、「第2 調査・測量・設計業務等旅費交通費積算要領について」4-4 (2) ライトバン損料等による。</u>		旅費交通費は「第2 調査・測量・設計業務等旅費交通費積算要領について」に準じて算定する。 (ア) 勤務場所を国営事業所に指定する場合 a 通勤で業務を行う場合 積算上の基地から勤務場所までの片道距離が 30km 程度(高速道路等を利用する場合は片道 60km 程度)若しくは片道所要時間 1 時間程度、又は公共交通機関を利用する場合において、片道所要時間 2 時間程度の範囲については、原則として交通費を計上しない。 b 滞在して業務を行う場合 (計算例) 一般交通機関を利用する場合 基 地 勤務場所 片道 120km 所要時間片道 2 時間 30 分 (a) 交通費 <u>交通費＝(運賃＋特急料(急行料))×往復</u> <u>＝(2,000 円＋1,500 円)×2＝7,000 円(税抜き)</u> <u>(b) 滞在費</u> <u>滞在費は業務のために現地に滞在する費用とし、その基準は農林水産省職員日額旅費支給規則「下宿その他これに準ずる宿泊施設に宿泊する場合」を適用する。</u> <u>(例) 技師 C の場合(3 級相当)</u> <u>滞在費＝4,000 円(税抜き)×30 日/月×3.1 ヶ月</u> <u>＝372,000 円</u> <u>技術員の場合(2 級相当)</u> <u>滞在費＝3,700 円(税抜き)×30 日/月×3.1 ヶ月</u> <u>＝344,100 円</u> <u>(c) 勤務場所から現地までの往復は業務用自動車により行うものとし、特に、交通費、日額旅費は算定しない。</u> <u>(d) 滞在費の対象日数は、30 日/月とする。</u> <u>(イ) [略]</u> (ウ) 業務打合せに係る旅費交通費 [新設] <u>(計算例) 日帰りでライトバン使用の場合</u> <u>業務打合せ場所まで、片道 30km、片道所要時間 1 時間程度で、打合せ回数は 3 回とする。</u> <u>交通費＝交通費 (1 回当たり) ×打合せ回数</u> <u>＝2,411 円×3 回＝7,233 円</u> <u>交通費 (1 回当たり) ＝ライトバン損料(2 時間)＋ガソリン代</u> <u>＝1,600 円＋842 円＝2,442 円 (税抜き)</u> (3) 現場経費の計上方法 ア 業務用自動車に係る費用の積算方法 業務内容が現地調査、現場監督等を目的とする外業の場合、現地への移動に必要な業務用自動車経費を計上する。 業務用自動車に要する費用の算定は、外業日数に自動車日当たり損料を乗じて求めるものとする。 なお、業務用自動車の利用にあたって、駐車場を有償で借りる必要がある場合は、駐車料金を別途計上すること。 [新設]

改正後

[削る]

イ・ウ [略]

項 目	質 疑	回 答
6-3. 配置技術者の目安	[略]	[略]

第 8 [略]

現 行

(計算例) 現場への移動に要する運転時間往復 1 時間で、外業日数 40 日間の場合
(ア) 日当たり損料=1,650 円「土地改良事業等機械損料算定表」より
(イ) ガソリン代=156 円/ℓ×2.7ℓ/hr/日×1hr=421 円/日
(ウ) 業務用自動車経費=外業日数×日当たり損料=40 日間× (1,650 円+421 円)
=82,840 円

イ・ウ [略]

項 目	質 疑	回 答
6-3. 配置技術者の目安	[略]	[略]

第 8 [略]